

令和4年3月10日

予 算 委 員 会

阿久根市議会

1 会議名 予算委員会

2 日時 令和4年3月10日(木)

午前10時開会

午後3時37分散会

3 場所 議場

4 出席委員

牟田 学 委員長、山田 勝 副委員長、竹之内 和 満 委員、
 川上 洋 一 委員、濱門 明 典 委員、白石 純 一 委員、
 濱田 洋 一 委員、竹原 信 一 委員、仮屋園 一 徳 委員、
 中面 幸 人 委員、岩崎 健 二 委員、木下 孝 行 委員、
 濱之上 大 成 委員、濱崎 國 治 委員

5 事務局職員 次長兼議事係長 上 脇 重 樹、議事係主査 東 岳 也

6 説明員

総務課	課長	中野貴文君
	参事	児寺玉秀則君
	課長	佐兼職員係
	秘書	廣報係
	行政	係
	危機管理	係
	情報管理	係
	消防	係
企画調整課	課長	尾上 覺 史 君
	課長	補佐兼地域振興係
	課長	兼統計調査係
税務課	課長	川原 陽 介 君
	課長	補佐兼滞納整理係
	課長	固定資産税係
市民環境課	課長	中園 勇 人 君
	課長	補佐兼住民年金係
	課長	兼環境対策係
三笠支所	所長	補佐 中園 浩 一 君
	所長	兼戸籍係
	所長	兼
大川出張所	所長	補佐 中園 浩 一 君
	所長	兼
	所長	兼
会計課	課長	本藏 雄 一 君
	課長	尻無濱 久美子 君

議 会 事 務 局 局	課 長 補 佐 兼 会 計 係 長	丸 塚 明 子 君
監 査 事 務 局 事	務 局	長 牟 田 昇 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 事	務 局	長 大 田 省 吾 君 (兼)
管 理 係	長	長 大 田 省 吾 君 (兼)
	長	長 寺 園 勝 夫 君

7 会議に付した事件

- (1) 議案第15号 令和4年度阿久根市一般会計予算
- (2) 議案第17号 令和4年度阿久根市交通災害共済特別会計予算

8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

牟田学委員長

ただいまから、予算委員会を開会します。

本委員会に付託された案件は、議案第15号、令和4年度阿久根市一般会計予算、議案第16号、令和4年度阿久根市国民健康保険特別会計予算、議案第17号、令和4年度阿久根市交通災害共済特別会計予算、議案第18号、令和4年度阿久根市介護保険特別会計予算、議案第19号、令和4年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算、議案第20号、令和4年度阿久根市水道事業会計予算の6件です。

日程は、配布しました日程表のとおりですのでよろしく申し上げます。

ここで、所管課等の説明の方法について、お知らせいたします。各委員の質疑時間を十分に確保するため、予算書の単なる読み上げや本会議での補足説明の繰り返しは行わないこと、ただし、新規事業や前年度までの内容を変更して行う事業などについては、丁寧な説明を行うこととしておりますので、あらかじめ御了承申し上げます。

また、質疑をされる委員は、ページ数、款項目を言ってから質疑をお願いいたします。

それでは、4日間の予定で審査を行いますので皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、審査に入ります。

〔議会事務局入室〕

○議案第15号 令和4年度阿久根市一般会計予算

議案第15号を議題とし、議会事務局所管の事項について審査に入ります。

議会事務局長の説明を求めます。

牟田議会事務局長

議案第15号中、議会事務局の所管する事項について、歳出から説明いたします。令和4年度一般会計予算書の38ページをお開きください。

1款1項1目議会費の令和4年度予算額は1億2937万3000円で、前年度比711万円の増額となっております。

増額の理由は、2節給料から4節共済費において人事異動に伴うもの、また、12節委託料及び17節備品購入費において議事録作成支援システムを導入することに伴うものが主なものであります。

それでは、各節ごとに主なものについて説明いたします。1節報酬から4節共済費までは、議員15名分、会計年度任用職員1名、職員4名分の報酬、給料、手当、共済費であります。議員共済会負担金は、負担率が100分の33.6から100分の32.2に改定されることから65万5000円の減額となります。なお、議員共済年金の昨年12月期の受給者は、退職年金が10名、遺族年金が10名の計20名が受給されております。7節報償費は、議会の啓発活動の一環として、令和元年度から議会だよりによりに議会に関するクイズを掲載し、正解者の中から商品券1,000円を贈呈するものであります。なお、これまで議会だより1回につき1,000円の5人分として

おりましたが、令和4年度は1回につき3人分の4回分の1万2000円を計上しました。8節旅費は、議長及び常任委員会の出張等による費用弁償及び職員の随行旅費が主なものであります。9節交際費は、昨年度と同額の42万円を計上しました。10節需用費は、議会だよりの印刷製本費が主なものであります。印刷単価が上昇するなど、令和3年度より42万5000円の増となっております。11節役務費は、39ページにかけてになりますが、タブレット通信回線使用料、事務局の電話料、郵便料等が主なものであります。12節委託料は、これまでの会議録反訳製本業務と会議録検索システム運用業務委託料に加え、令和4年度で議事録作成支援システムを導入予定であり、その保守点検業務分であります。13節使用料及び賃借料は、議会中継システムのリース料及びタブレット端末20台分のペーパーレス会議システム利用料が主なものであります。17節備品購入費は、初めに説明いたしましたが、議事録作成支援システムを導入するものであり、議事録作成支援システムのソフトウェア、専用パソコン及び本議場の音声システムに接続するための接続機器を購入しようとするものであります。このシステムは、音声を文章化するものであり、事務局では昨年からデモ機を試用させていただきました。このシステムは多くの自治体や企業でも導入実績もあり、県内でも8市が音声認識システムをすでに導入・活用し、会議録や委員会記録の作成に使用しております。なお、導入後は事務局のみならず、庁内の様々な会議において活用することとし、事務の効率化が期待されるものと思っております。次に、18節負担金、補助及び交付金は、全国、九州、鹿児島県の各市議会議長会等の負担金、会議出席負担金が主なものであります。

次に、歳入について説明いたします。23ページをお開きください。14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち280万円が議会事務局分であり、議事録作成支援システム購入に係る分であります。

次に、33ページをお開きください。20款雑入5項4目20節雑入の雇用保険料のうち6,000円が会計年度任用職員分です。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いたします。

牟田学委員長

局長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

竹原信一委員

議事録作成支援システム保守の件ですけれども、これは導入にあたって、前から始めてるって話だけでも、これをやっていこうという判断、それからどれが適正かっていうことに関して、議長や議会は知ってたんですか。事務局が独占的にやったことなんですか。

牟田議会事務局長

この予算については、事前に議長とも御相談の上、要求しております。

竹原信一委員

システムのことを議長は理解していたということでしょうか。私は初めて聞いたんですけども。結局、毎年幾らぐらいこれにかかることになっていくんですか。

牟田議会事務局長

これにつきましては、議長には御説明して、御理解いただいているものと思っております。それと、今まで会議録は、反訳まで委託をして、年間120万円ほどかかっておりました。これを反訳を除いて印刷だけということ考えております。このシステムをちゃんと使いこなすようになってということになりますけれども、年間70万円ほどの節減ができるのかなと

思っております。簡単に申し上げますと、これまで印刷に使っていた経費を5年ぐらいで取り戻せるんじゃないかなと思っております。

竹原信一委員

このシステム自体の初期導入の経費。そして、毎年の維持経費を教えてください。

牟田議会事務局長

12節委託料の中に含まれておりますけれども、このシステムの保守業務として年間40万円ほどを予定しております。初期導入につきましては、備品購入費に係る部分で350万円ほど予定しております。

竹原信一委員

そうすると、1番最初に書いてある会議録反訳製本業務でなく、ここは反訳は消えるわけですね。

牟田議会事務局長

そのとおりであります。令和4年度中にその契約を見直して、製本だけの業務にできればと思っております。

〔竹原信一議員「取りあえず反訳が入るということですね。4年度からもう入らないんですか」と呼ぶ〕

今年度中に反訳を完成させて、印刷業務だけしていただこうと思っております。

竹原信一委員

そして、これ、議会事務局だけじゃなくて、ほかのところでも使うという説明でしたけども、それはどんなふうになるんですか。

牟田議会事務局長

庁内の各課においても様々な会議がございます。その音声データを持って、このシステムに入れて、文章化できればと思っております。

竹原信一委員

そうすると、装置をここに置いて、ほかのところから持ってきたデータを議会事務局で反訳作業をするという意味ですか。

牟田議会事務局長

そのとおりであります。庁内で広く活用したいと思っております。

白石純一委員

今の件です。庁内で広く活用されるということでしたけれども、ほかの部局から費用の負担はあるんですか。

牟田議会事務局長

それは考えておりません。先ほど申しましたように、臨時交付金を活用して導入するものでありますので、費用を求めるといふことはございません。

白石純一委員

39ページ、1款1項、備品購入費でこの議事録作成支援システムほかとありますけれども、これには、私が以前から要望しておりました、本会議での一般質問、傍聴者に対して議員が使う資料を投影の費用は含まれていないということですのでよろしいでしょうか。

牟田議会事務局長

以前から白石議員から要望を受けておりますけれども、前回のタブレットの研修会で使用したように、プロジェクターを使ったものとなると、どうしても広い画面が必要になってく

る、この議場の照度、明るさの問題も出てくることになります。それを考えますと、今度は、テレビ画面を利用したほうがいいんじゃないかと。ほかの議会で導入されているようにテレビ画面を使って、また、せつかくでするのでそれだったら傍聴席に設置して見ていただくということにせざるを得ないのかなと思っていますので、もうしばらく、研究させていただければなと思っています。

白石純一委員

私は、4、5年前から言ってるんですが、その当時から検討・研究させてくださいということでした。この議事録作成支援システムは8市が導入しているということでしたが、私が今申しました資料の投影は、私が少なくとも、5、6市以上の自治体の議会を実際に現場で拝見しましたが、ほとんど導入されております。近隣では、長島町、出水市、薩摩川内市も導入しております。この議事録作成システムは8市導入している。これは事務方の仕事でありまして、一般質問で傍聴に来られる市民の方にその議会の資料を見ていただくということのほうが優先度はかなりな程度で高いんじゃないかと思っておりますので、その辺りが含まれていないというのが残念です。

次の項目ですけれども、1款1項1目8節旅費、これはコロナ禍以前、コロナ禍の過去2年間、そして新年度年を比較するとどのようなレベルなんでしょうか。

牟田議会事務局長

このことにつきましては、令和2年度、令和3年度、補正によって減額をしているところでございます。おおむね6割から7割の行事が減っております。その上でも、東京、福岡、その辺りに赴く機会はありませんでした。大分減っておりますが、今回の当初予算では、コロナの終息次第ですけれども、そのものが全部あると考えて予算を組んでおります。

白石純一委員

私はそれでいいと思います。削るのは簡単ですけれども、増やすことはなかなか難しいので、その方針で結構かと思えます。今、申した2件のことですけれども、議会事務局から執行部に、秋に提出されると思うんですが、その頃に、議員の皆さんに、こういった方針でいきたいんだけど、あるいは議員の皆さんから、こうしたものを新たに入れて欲しいとか、そういった全員協議会等での議論はありましたかね。

牟田議会事務局長

そのことは、白石議員から以前、議会運営委員会の中でもお尋ねいただきました。これまで、予算要求に関して、例えば全員協議会とか、そういうことでの御相談というか、協議をお願いしておりません。今後、そういう御意見もありましたので、議長とも相談の上、どこの場がふさわしいのか協議していきたいと思えます。

白石純一委員

私が参加しています北薩議会では、秋口に全議員に、全員協議会だったと思えますけれども、こういう方針で出したんだけど、議員の皆さんからそれに対する意見、新たに必要な予算等ないかという議論をいたしました。恐らく出水市でやられてるから、出水市の議会事務局を兼ねる議会事務局でそのようにされているんだと思えます。ぜひ、阿久根市議会でもそのような取組をやってしかるべきだと思いますので、以後よろしくお願ひします。

竹之内和満委員

38ページ、1款1項1目7節報償費1万2000円です。これは局長から説明もありましたが、議会だよりのクイズの懸賞金です。今まで1,000円掛ける5人、掛ける4回発行で2万円

だったのが、3人に減らされて1万2000円になっております。その理由として、応募者の固定化があり、読者を広げる効果が薄いというような話を聞いておりますが、局長はどう思われますか。

牟田議会事務局長

おっしゃるとおり、広報広聴委員会でもそういう協議はしていただきましたけれども、なかなか新しい応募者の方がいらっしゃらないというのも事実だとは思っております。今後また新たな方向で、議会だよりを御愛読いただくような努力も必要なのかなとは思っておりますし、毎回毎回応募される方も複数人いらっしゃいますので、その辺りの取扱いも含めて、どのようにしていくかは、3名という枠になりましたけれども、今後またさらに御検討いただければと思っております。

竹之内和満委員

確かに固定化してるんですが、完全に固定化してるわけではなく、新しい方も応募される方がいますし、このままいったらゼロになる可能性もありますので、最低限3名分は実施してもらいたいという要望がありますのでよろしく願いいたします。

牟田学委員長

はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第15号中、議会事務局所管の事項について審査を一時中止いたします。

〔議会事務局長退室、監査事務局長入室〕

牟田学委員長

次に、議案第15号中、監査事務局所管の事項について、審査に入ります。

監査事務局長の説明を求めます。

大田監査事務局長

それでは、議案第15号中、監査事務局の所管する事項について御説明いたします。

初めに、公平委員会費から、御説明いたします。

予算書の48ページをお開きください。第2款総務費1項10目公平委員会費は、前年度並みの予算計上となります。このうち1節報酬は、公平委員会委員3人分の報酬であります。また、18節負担金、補助及び交付金は、説明欄に記載の県公平委員会連合会ほか1件の負担金及び会議出席負担金であります。

次に、監査委員費につきまして、御説明いたします。

62ページをお開きください。第2款総務費6項1目監査委員費は、前年度と同額となっております。このうち1節報酬は、監査委員2名分の報酬であり、63ページになりますが、18節負担金、補助及び交付金は、説明欄に記載の九州各市監査委員会ほか3件の負担金及び会議出席負担金であります。

なお、歳入については、該当はございません。

以上で説明終わりますが、よろしく願いいたします。

牟田学委員長

事務局長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

中面幸人委員

62ページ、2款6項1目1節報酬について、監査委員の報酬です。前も言ったことあるんですが、結構、年間出て来る日数は多いと思うんです。その中で、少ないなあと思ってるんですが、阿久根市の場合、監査委員が職員のOBだったりっていうのは多いですよ。それが悪いとは言わないんだけど、私は、例えば、一般から公募とかいうのもあってもいいと思うんですが、報酬の低さがネックになってくるんじゃないかなと思っているんです。その辺のところは、もう全然、検討はもうなされないんですか。このままずっと同じ流れで行くんですか。

大田監査事務局長

委員のおっしゃることは、重々理解できますけれども、まずは、県内の監査委員の報酬の額、勤務日数等を勘案いたしまして検討することになります。見直しする必要があると判断されれば、速やかに対処したいと考えております。

中面幸人委員

私は別に、職員のOBが監査委員になられても、よく内容が分かっているからいい面もあるんじゃないかと思うんですけれども、逆に今度は、一般から自治体を監査するのは、別なメリット、大事な部分なのかなと思ったりするので、今後の検討課題として欲しいと思います。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ議案第15号中、監査事務局所管の事項について審査を一時中止いたします。

〔選挙管理委員会事務局管理係長入室〕

次に議案第10号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について、審査に入ります。

選挙管理委員会事務局長の説明を求めます。

大田選挙管理委員会事務局長

それでは、議案第15号中、選挙管理委員会事務局の所管する事項について御説明いたします。

初めに歳出から御説明いたします。予算書の57ページをお開きください。第2款総務費4項1目選挙管理委員会費は、前年度と比較し227万1000円の増となっておりますが、これは、選挙管理委員会事務局に事務補助として会計年度任用職員を1人配置するため、1節報酬、3節職員手当等、4節共済費などがそれぞれ増額となったことが主な要因であります。

次に、58ページをお開きください。2目選挙啓発費につきましては、前年度と同額を計上いたしました。

次に、4目参議院議員選挙費につきましては、令和4年7月25日任期満了に伴う参議院議員通常選挙の執行に必要な経費を計上しております。このうち1節報酬は、選挙事務補助として選挙期間中に雇用する会計年度任用職員の報酬などであり、次の59ページですが、11節役務費は、投票所入場券ハガキなどの郵便料が主なものとなっております。

次に、6目県議会議員選挙費は、令和5年4月29日任期満了に伴う県議会議員選挙の執行に必要な経費について計上したのになります。選挙期間が年度をまたぐことから、予算

額につきましては令和4年度内の事務執行予定額についてのみ計上しております。

60ページになりますが、7目市長選挙費は、令和5年1月15日任期満了に伴う阿久根市長選挙の執行に必要な経費について計上しております。このうち1節報酬は、選挙事務補助として選挙期間中に雇用する会計年度任用職員の報酬などであり、10節需用費は、選挙周知用の啓発チラシの印刷代のほか、投票用紙や選挙公報の印刷代が主なものになります。61ページになりますが、18節負担金、補助及び交付金は、市長選挙の公営費として、候補者の自動車の借上料やその燃料代、運転手経費、選挙運動用ポスター作製の公営費、選挙運動用のビラ代を計上いたしました。

次に、8目市議会議員選挙費は、令和5年4月25日任期満了に伴う阿久根市議会議員選挙の執行に必要な経費について計上しておりますが、先ほどの県議会議員選挙費で御説明いたしましたとおり、市議会議員選挙においても年度をまたいだ事務執行となることや、選挙準備期間が県議会議員選挙と重複するため、本年度の市議会議員選挙費の予算につきましては、令和4年度内の事務執行予定額についてのみ計上しております。

以上で、歳出についての説明を終わり、次に、歳入について説明いたします。28ページをお開きください。第15款県支出金3項1目4節選挙費委託金は、説明欄に記載の県議会議員選挙費ほか2件の事務にかかる県委託金であります。

次に、33ページをお開きください。第20款諸収入5項4目20節雑入のうち選挙管理委員会事務局所管分は、会計年度任用職員の雇用保険料として1万7000円を、同じく33ページの下から8行目のコピー使用料については選挙管理委員会事務局所管分として1,000円を計上しております。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

牟田学委員長

事務局長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

中面幸人委員

57ページ、2款4項11目1節の報酬の中で説明がなかったのでお聞きしますが、会計年度職員が1人増えたというのは、今後、選挙が控えているからと捉えてよろしいんですか。

大田選挙管理委員会事務局長

令和4年度につきましては、選挙の種類が多いということ、年間通じて満遍なく選挙の準備等も必要ということで、12か月分はどうしても確保したいということで、今回新たに1名増員するというございます。

中面幸人委員

各所管で人間が必要であれば、確保しなければならないということも重々わかっておりますので、この所管については、4年度は1名増やしているけど今後はまた検討ということなのか、このままずっと1名増やした状態でいくのかをお聞きいたします。

大田選挙管理委員会事務局長

委員がおっしゃるとおり、選挙は、多い年、少ない年それぞれありますので、日程調整を考慮いたしまして、年間雇用がいいのか、それとも、短期的な雇用になるのかということは、その都度考えていきたいと考えております。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ議案第15号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について審査を一時中止いたします。

〔選挙管理委員会事務局退室、会計課入室〕

次に議案第15号中、会計課所管の事項について、審査に入ります。

会計課長の説明を求めます。

尻無濱会計課長

議案第15号中、会計課の所管する事項について説明します。

初めに歳出から説明いたします。予算書43ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費6目会計管理費の8節旅費は、研修会等への出席に係る旅費でございます。44ページをお開きください。11節役務費は、金融機関への窓口収納手数料及び口座振込による支払いに係る伝送システム利用手数料とそれに係る通信電話料などが主なものであります。次に、18節負担金、補助及び交付金は、県都市会計管理者会及び会計事務職員研修会ほかの参加負担金であります。

次に、146ページをお開きください。12款1項公債費2目利子22節償還金、利子及び割引料のうち会計課所管分は、一時借入金利子で、歳計現金に不足が生じた際に借入する一時借入金の利子支払分であり、前年度と同額を計上しました。

次に歳入について、御説明いたします。予算書32ページにお戻りください。第20款諸収入2項1目市預金利子1節預金利子は、定期預金利子等の見直しに伴い前年度に比べ減額となりました。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

白石純一委員

44ページ、2款1項6目11節の役務費、手数料が金融機関への振込手数料ということですが、これについては、例年出るようなもので15万4000円というのは理解できるんです。これに関連して教えてください。コロナ禍で子ども手当や全市民への臨時給付金等がありました。このときは、かなりの100万円以上の手数料が発生するということですが、阿久根市の指定金融機関は農協さんですが、ほとんどの市民の方は農協さん以外の金融機関が多いと思うんです。そうしたところに振り込む場合の手数は、たとえ、市がその金融機関の口座を持っていても発生するものなのか、その仕組みを教えてください。

尻無濱会計課長

現在、市から支払いに係る口座振り込み等につきましては、振込手数料は発生しません。

委員のおっしゃる給付金等に係る手数料については、JAに一定の手数を支払っている状況であります。

白石純一委員

例えば、市が複数の金融機関の口座を持っていて、そこから振り込む場合は、市が持っている金融機関の口座と同じ金融機関の相手口座に振り込む場合、手数料は発生しなくなるん

でしょうか。

夙無濱会計課長

手数料につきましてはかかっておりません。

白石純一委員

それでは、JAさんだけではなくていろいろな金融機関の口座から、それぞれの市民の同じ金融機関の口座に振り込む場合は、手数料がかからないということであれば、多くの金融機関の市の口座を利用して振り込むということで、手数料が節約、節減できるという考えでよろしいでしょうか。

夙無濱会計課長

委員がおっしゃるのは、多分、給付金の支払いに係る分だと思んですけども、対象者の方からの申出によって、この口座に振り込みをしてくださいということで給付金をお支払いするんですが、その際には振込手数料はかかりません。ただ、市の指定金融機関であるJAには、手数料をお支払いしてるということになります。

白石純一委員

ちょっと休憩にしてもらっていいですか。

牟田学委員長

暫時休憩します。

(休憩 午前10時45分～午前10時47分)

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第10号中会計課所管の事項について審査を一時中止いたします。

〔会計課退室、総務課入室〕

次に、議案第15号中、総務課所管の事項について、審査に入ります。

総務課長の説明を求めます。

中野総務課長

議案第15号中、総務課の所管に関する事項について御説明いたします。

予算書の39ページをお開きください。歳出から、その主な事項について御説明いたします。第2款総務費1項1目一般管理費は、対前年度807万9000円の増であり、主に職員の異動等に伴うものであります。このうち1節報酬は、会計年度任用職員の報酬が主なものであり、40ページになりますが、3節職員手当等には、特別職及び一般職員の退職手当に係る県市町村総合事務組合負担金が含まれております。次に41ページの11節役務費は、郵便料、電話料などの通信運搬費が主なものであり、12節委託料は、行政事務に関する区長への業務委託料や市制施行70周年記念式典時講演会の委託料ほか説明欄に記載のとおりでございます。18節負担金、補助及び交付金は、市長会や阿久根地区防犯協会への負担金のほか、42ページにかけて、各区が設置・管理する防犯灯LED化推進事業補助が主なものであります。24節積立

金は、退職手当準備基金への積立でございます。

2目職員研修費では、各種研修会への参加旅費のほか、総務省への研修派遣の経費を引き続き計上しました。

3目広報費は、対前年度291万6000円の減であり、広報用放送施設整備事業の補助金の減額が主な要因であります。このうち10節需用費は、広報誌発行に係る印刷製本費が主なものであり、43ページになりますが、18節負担金、補助及び交付金は、広報用放送施設整備事業補助金であり、市内10区で実施予定であります。

4目文書費は、13節使用料及び賃借料のうち高速カラー印刷機等のリース料が主なものであります。

次に44ページに移り、7目財産管理費のうち総務課所管分は、公用車管理に係る経費2125万4000円であります。このうち1節報酬は、公用バスの運転業務を行う会計年度任用職員4人分の報酬、10節需用費は、燃料代や修繕料が主なものであり、11節役務費は、車検に要する経費を計上いたしました。

次に49ページになりますが、13目交通安全対策費は、交通安全対策の推進に関する経費であり、1節報酬は、交通安全指導等業務を行う会計年度任用職員の報酬が主なものであり、18節負担金、補助及び交付金は、阿久根地区交通安全協会等への負担金が主なものであります。

50ページに移り、16目庁舎管理費は、対前年度9991万5000円の減であり、令和2年度から実施した庁舎改修工事が令和3年度で完了することに伴う減が主な理由であります。このうち1節報酬は、公用車等の管理業務や庁舎警備員の会計年度任用職員4人分の報酬が主なものであり、10節需用費は、庁舎の光熱水費や修繕料が主なものであります。また、12節委託料は、説明欄記載の庁舎管理業務に要する各種委託料であり、51ページの13節使用料及び賃借料は、電話交換設備のリース料が主なものであります。

次に、17目電算管理費の10節需用費は、電算機器の消耗品の購入や修繕料が主なものであり、11節役務費は、市役所本庁と支所・出張所、市内各小中学校など外部施設を結ぶ通信回線費及びインターネット接続料が主なものであります。12節委託料は、電算システムの保守管理に係る各種委託料であり、52ページになりますが、13節使用料及び賃借料は、電算ソフト使用料、パソコン等リース料、システムサーバーリース料が主なものであります。18節負担金、補助及び交付金は、電算システムサポート負担金のほか、説明欄記載のとおりであります。

次に、54ページになりますが、2項1目税務総務費のうち総務課所管分は、固定資産評価審査委員会に係る経費を計上しております。

次に120ページをお開きください。第9款消防費1項4目災害対策費のうち総務課所管分は、1587万9000円であり、対前年度10万2000円の減であります。10節需用費のうち総務課所管分の主なものは、災害備蓄品の更新費用や防災行政無線施設の電気料及び修繕料が主なものであります。121ページの12節委託料は、防災行政無線の保守業務であり、18節負担金、補助及び交付金は、説明欄に記載のとおり各種協議会等への負担金が主なものであります。

以上で歳出に対する説明を終わり、次に歳入の主なものについて御説明いたします。19ページへお戻りください。第13款使用料及び手数料1項1目総務使用料のうち総務課所管分は、金融機関や職員団体などの庁舎使用料であります。

21ページになりますが、2項1目総務手数料のうち総務課所管分は、地縁団体証明手数料

及びり災証明手数料であります。

次に27ページをお開きください。第15款県支出金2項8目消防費県補助金は、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金であり、原子力防災業務に従事する職員の研修会等の参加費用や訓練時の経費等に対する補助金であります。

次の3項1目総務費委託金のうち総務課所管分は、説明欄の1行目、市町村権限移譲交付金のうち2万円であり、新たに発生した土地の確認に関する事務の権限移譲交付金、また、3行目の県政かわら版配布委託料、次の県議会だより配布委託料については、県から配布を委託された業務について交付されるものであります。

29ページになります。第16款財産収入1項1目財産貸付収入のうち総務課所管分は、自動販売機の設置に係る庁舎貸付料であります。

次に、2目利子及び配当金のうち総務課所管分は、説明欄の上から5行目、退職手当準備基金利子、下から4行目、地域振興基金利子70万円のうち総務課所管分は、広報用放送施設整備事業に活用するため積み立てている地域振興基金の利子として4万6000円を見込み計上したものであります。

30ページになります。第18款繰入金1項4目市有施設整備基金繰入金9,550万円のうち総務課所管分は、100万円であり、庁舎等修繕料に繰り入れようとするものであります。

31ページになりますが、10目地域振興基金繰入金1億7338万4000円のうち総務課所管分は、1338万4000円であり、令和4年度に広報用放送施設を整備する10区に対する補助金として繰り入れようとするものであります。

次に、2項4目交通災害共済特別会計繰入金は、交通災害共済特別会計からの繰入れであり、市道の区画線、ガードレールの設置等を行う交通安全施設整備費に令和3年度と同額を繰り入れようとするものであります。

33ページになります。第20款諸収入5項4目雑入のうち総務課所管分の主なものは、20節雑入の説明欄中、中ほどの水道課光熱水費、34ページ、上から4行目の水道課貸与パソコン使用料、その5行下、広報あくね広告料、次のホームページ広告料、さらにその3行下と次の職員給与費等負担金については、県後期高齢者医療広域連合や県へ派遣した職員2名分の給与等に係る派遣先の負担金であります。また、下から3行目の職員退職手当負担金については、令和4年度中に退職する3名の職員の退職金について北薩広域行政事務組合から支払われる負担金であります。

次に147ページをお開きください。給与費明細についてですが、147ページは特別職について、148ページでは一般職の総括を、149ページでは会計年度任用職員以外の一般職、150ページは会計年度任用職員について、本年度、前年度の比較を、151ページ以降は給料等の状況を掲載しております。

以上で説明を終わりますが、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午前11時2分～午前11時14分)

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

白石純一委員

41ページ2款1項1目12節委託料の行政事務に関する区長業務。この区長は、行政事務連絡員ということになるのでしょうか。

中野総務課長

この委託料につきましては、区長に対する行政事務の委託でございます。

白石純一委員

行政事務連絡員の業務に対する委託料とは違うのですか。

中野総務課長

令和2年度から会計年度任用職員制度を開始したことにより、行政事務連絡員としての委嘱から、区長個人に対する業務委託の形式に改めたことから、区長に対する委託料としたところでございます。

白石純一委員

以前は行政事務連絡員で臨時職員的な扱いだったのが、会計年度任用職員という制度ができたので、職員からは外れて第三者への委託という形になったという理解でよろしいのでしょうか。

中野総務課長

はい。委員がおっしゃったとおりで、制度編成改正によって、個人に対しての委託としたところです。

白石純一委員

委託料の算定基準を教えてください。世帯数によるんですか。

岩下行政係長

区長に対する業務委託料の算定基準であります。委託料の額につきましては区長連絡協議会との覚書により金額を設定しております。具体的には、委託料の平均を26万7000円といたしまして、その金額を均等割、戸数割、距離割で算出して委託料をお支払いしております。

白石純一委員

わかりました。区長会等、区長を集めての会議等のときは、報酬は支払うのでしょうか。

岩下行政係長

年間委託料は距離割も含めて算出をしておりますので、年間委託料の中に含んでお支払いしているという形になります。

白石純一委員

まだ行政事務連絡員の頃のものなのですが、ある自治体では、会議出席1回につき数千円の委託料を支払っているところもあるようなんですけども、阿久根市はこれまでも一切こういうことはなかったと。

中野総務課長

委員がお尋ねの件は、会議出席のときの旅費等かと思えます。今の運用は、役員会のときは区長連絡協議会から旅費を支給しているところですけども、総会等については、行政係長がお答えしたとおりで、謝金等は払っていないところでございます。

竹之内和満委員

42ページ、2款1項1目18節、上から3行目、防犯灯LED化推進事業についてです。令和5年度まで続くと思っておりますが、令和5年度までに希望する区はLED化が全部終わる見込みでしょうか。

中野総務課長

委員がおっしゃるとおり、5年度までで全て完了する予定でございます。

竹之内和満委員

LED化しない区もあると聞いておりますが、LED化率は何%ぐらいなのでしょう。

中野総務課長

平成30年度において、市内の防犯灯1,501基のうち、LED化されていない基数は1,271基あったところでございます。そのうちの772基が令和3年度までにLED化される見込みでございますので、現在、約60%のLED化率になります。

竹之内和満委員

了解しました。LED化すると基本料金も安くなりますので、令和5年度までですが、できる限り多くのところがするように希望します。

もう一つ。43ページの2款1項3目18節、広報用放送施設整備事業1470万7000円は、放送設備を早めに整備した区がアナログの状態、それをデジタル化することだと思っておりますが、対象は何区だったのでしょうか。

中野総務課長

平成28年度末の時点において、デジタル化が必要とされたところが35区でございます。令和3年度までに25区のデジタル化が完了し、令和4年度、10区においてデジタル化の整備をすることで完了するというところでございます。

竹之内和満委員

今年、10区の整備をして全て完了するということですね。

もう一つ、報酬について、147ページです。給与費明細書で報酬を見ると、本年度はその他特別職が6591万1000円。前年度はその他特別職が4125万4000円で、比較が2465万7000円増えておりますが、この差額は何なのでしょう。

中野総務課長

報酬の増額の理由ですけれども、主に消防団員への報酬の額が上がったことで、これだけの増額になったと。

竹之内和満委員

消防団がその他特別職に入ってるわけですか。

中野総務課長

はい。その他特別職の中に報酬として計上してあります。

〔竹之内和満委員「了解しました」と呼ぶ〕

山田勝委員

40ページ、7款報償費、行政改革推進委員会謝金とありますが、具体的にどのようなお金ですか。

中野総務課長

行政改革推進委員会謝金につきましては、市が策定しております行政改革計画の検証及び策定において、委員の方に会いいただいて検討いただくときの謝金でございます。現在、

阿久根市の行政改革は第6次の策定まで終わっておりまして、本年度が最終年度ということでございました。本来なら、本年度、行政改革計画を更新する予定でいたんですけども、庁内で会議をいたしましたときに、行政改革の内容自体がまちづくりビジョン、あるいはその他の計画に反映がされてきているということでございまして、しばらくの間、行政改革計画の策定を見合わすと決定したところでございます。ただ、必要によっては、行政改革の計画の策定及び更新をしなければならないということで、予算上は、改革の委員の出席謝金をとったところでございます。

山田勝委員

行政改革については庁内で検討して、するしないを決めるんですか。

中野総務課長

行政改革の計画の進捗状況等につきましても、例年は、行政改革推進委員の中に諮って、検討していただいていたところでございますが、例年、その見直し等につきましても、課長会等でのヒアリング等も行いながら、また、実績報告もいただきながら、改革に計画の必要性があるかどうかも含めて検討していたところでございます。第6次の計画につきましても、第5次の計画と比べまして、昔においては、職員数の減とか、事務改革の部分について減額等の項目が主でございましたけども、最近におきましては、組織の維持等についての話合いが多くなって、その項目等について、先ほど申しました、まちづくりビジョン等の計画に似通った計画、カバーできる計画の内容になってきていたことから、行政改革の方針については、ひとまず、見送ろうとなったところでございます。

山田勝委員

いや総務課長に言ったって、これ、どうしようもない話だけど。やはり行政効果とか、価値とか、あるいはスピード、いろんなものは、職員だけで見て、今年はこれでいいよね、来年はって、こんなのは信じられない。やっぱり外を見ながら、あるいはほかを見ながらしないと。何でかと言ったら、近頃非常に皆さんよくやってるように見るけど、本雇の職員の数が少なくなったとしても、これだけパソコンがあったり、計算機があったりする中でですね、もう職員ばかりだという気がするんですよ。本当に自分たち、あなた方は、最小の経費で最大の経費を上げる、行政効果を上げるような努力をしてるのかなと。自分たちで検討して、これでいいよね、今年もこれでいいよねと、それでは改革にならないと私は思います。だから、市役所の組織の維持のことだけ考えて、阿久根市を何とかしようという空気がみなぎってこないからこういう話をするんですよ。これはあなたにどんなに言ったって、あなたは組織を守ることしか分からんから、あなたに言ったって始まらないけど、どうもこの行政改革っていうのは、自分たちだけのお手盛りを済ませてちょんちょんという話、気になるんだけどね。

中野総務課長

外部の委員からの評価という点では、まちづくりビジョンを含めて、いろんな審議会の中で、計画の進捗状況等も含めて審査をいただいているところでございます。

山田委員がおっしゃるとおり、情報機器の発達によって、職員数の減というようなことも、これまでも図られてきたところなんですけども、近年におきましては、少子化対策とか、また、地域創生、それから、ほかの多くの部分で、今度は行政需要も高まっているというところから、人員数についても適正な管理が必要じゃないかと考えますので、その部分に含めても、またいろんな御意見をいただきたいと考えているところです。

山田勝委員

これはね、あなたに言ったって分からないですよ。何気なく、金をなるべく自分のところに集めて、そして自分ところで使うと思ってるから、組織を守ろうとするんですからね。だから、私たちみたいに外部から見れば、一般市民の立場から見れば、そういうのは違うよと思うんです。そりゃ、僕はいつも言うように、例えば、消費者対策とか、保健とか、福祉とかというのは、国の制度に基づいて適切にやってさえいればいい話です。何も阿久根市が特別やるわけじゃないし、ところがあなたは、まちづくりビジョンをやってよかったよねと言うけど、やったばかりとしか私には受け取れないんですよ。だから行政改革というのは常に進めて、常にやっとなかないかのじゃないかなと思ってるから、こういう質問するんですからね。私がどんなにあなたに言ってもこれ以上の答弁も何も返ってこないからいいです。

白石純一委員

50ページ、2款1項16目10節需用費の光熱水費。今年度でしたか、昨年度でしたか、庁舎の電気料の新電力も含めた入札を行い、新たな契約になったと理解していますが、その契約前と契約後、そしてこの予算との比較を教えてください。

中野総務課長

令和3年2月に、庁舎の電力については、条件付き一般競争入札の方法によりまして、電力の買受け、供給元を決めたところがございます。その結果、九州電力株式会社において電力を購入すると決まったわけですが、令和3年4月から令和4年9月までの1年6か月の電力購入について契約をしたところがございます。詳しい実績等については、今のところまだ数値的にでていませんけれども、月額のコストからいきますと、通常から比べると2割から3割の減額になっている状況でございます。今年度の予算につきましては、先行きの不透明なところから、例年度と同じような金額の値で予算化しているところがございます。

白石純一委員

今年度末をもって新しい契約により減額が達成されたということは、評価すべきだと思いますし、それを基に今後、庁舎だけではなくほかの施設に広げる、検討するんだというお答えも入札前には伺っていますが、はっきり二、三割減ということで分かれば、今後のほか施設への検討はいかがされますか。

中野総務課長

契約等入札の在り方、それらの部分については所管は財政課になると思っておりますけれども、庁舎の実績等を報告をして、資料等をまとめて検討材料にさせていただきたいと思っております。

山田勝委員

今の白石委員の質疑の中で気がついたんだけど、電気料金については電気の自由化でそれぞれ入札がありますよね。総務課で所管しているのは庁舎の分だけですか。

中野総務課長

おっしゃるとおり、庁舎の分の電気料だけ管理をしているところです。

山田勝委員

庁舎の分については、入札の手続等については総務課がやってるけど、その他の分については、どこがやってるんですか。

中野総務課長

各施設の予算の管理につきましては各課で行っているところなんですけども、入札にかける部分は、財政課との協議で各課が検討することになります。

山田勝委員

これはなかなか難しいと。総務課は、ここはやりますよって、こんなのはやっぱり一括してやらないともう非常にロスだ。節約にならんじゃないですか、これだけの電気を使うんですよという阿久根市役所の電気料を全部合わせて何キロワット使いますよ。それなら幾らにしてくれるんですかという交渉にもなるけど。もう非常にロスと認識不足だね。でも、これは、あなたは分からないからいいよ。

中野総務課長

庁舎の電力が一番大きい電力ですので、新電力の導入に当たっては、そこが一番メリットがあるということで、先行して、庁舎の電力を新電力等も含めて入札を行ったところがございます。ほかの施設についても、大きな電力が必要なところ、あるいはそれほどでもないところがあります。それぞれのメリットを検討しながら、入札の在り方ということは検討されると考えているところです。

山田勝委員

もういいよ。あなたがこれの話をどれだけしたって解決つかない話じゃないですか。だから、例えば財政課長が全部集めてするとか、市長がそれを指示するとかしないこの問題は解決しないでしょ。何で私が言うか。私も新電力、そういう仕組みをやったら非常に安くなったから。そんなのはすぐしないといけないわけよ。はい、もういいです、あなたは。

牟田学委員長

いいんですか。

山田勝委員

はい。

もう一つ。歳入のところ、34ページ、雑入。先ほど、職員退職手当負担金の737万1000円については広域行政事務組合からの歳入という話でした。これは具体的にどういうことなんですか。

中野総務課長

広域行政事務組合に職員を派遣して、現在は2名ですけれども、その年度、その年度で派遣しているんですけれども、退職者があるときに、広域行政事務組合での職務経験があった職員が退職をするときには、その働いた年数に応じた負担金を広域からいただくということで、ここの歳入に入ってくるということでございます。退職金に見合った率に応じた職務の経験年数で負担金が入ってくるということでございます。

山田勝委員

一定のルールに基づいてという取決めが最初からあったということですね。こちらで辞めれば、その辞める年に請求して予算化するということですね。了解。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第15号中、総務課所管の事項について審査を一時中止いたします。

○議案第17号 令和4年度阿久根市交通災害共済特別会計予算

牟田学委員長

次に、議案第17号を議題とします。

総務課長の説明を求めます。

中野総務課長

議案第17号について、御説明いたします。

特別会計予算書の48ページを御覧ください。歳出から御説明いたします。第1款事業費1項1目事業費の主なものは、11節役務費の中の通信運搬費、18節負担金、補助及び交付金の中の見舞金、27節繰出金の一般会計繰出金であります。このうち18節の見舞金は、交通事故による傷害等に係る見舞金を計上しております。また、27節の一般会計繰出金については、市民の交通安全対策の推進のため、区画線の補修、ガードレール等の設置・補修を行う交通安全施設整備事業に活用するため、300万円を一般会計に繰り出すものであります。

次に、第2款基金積立金1項1目基金積立金は、基金利子等を積み立てようとするものであります。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について申し上げます。47ページにお戻りください。第1款共済会費1項1目共済会費は、会員7440人分の共済会費を見込み計上いたしました。

第3款繰入金1項1目交通災害共済基金繰入金の主なものは、交通安全施設整備事業へ活用するため、基金から300万円を繰り入れようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第17号について、審査を一時中止いたします。

〔総務課（消防係以外）退室、総務課（消防係）入室〕

○議案第15号 令和4年度阿久根市一般会計予算

牟田学委員長

次に、議案第15号を議題とし、総務課消防係所管の事項について、審査に入ります。

総務課参事の説明を求めます。

児玉総務課参事

議案第15号中、総務課消防係の所管する事項について説明します。

始めに、歳出について説明いたします。予算書の118ページをお開きください。第9款消防費1項1目常備消防費18節負担金、補助及び交付金は、阿久根地区消防組合への負担金であり、高規格救急自動車の購入経費を新たに計上しています。

次に、2目非常備消防費は、前年度比1,200万円余りの増となっております。これは、1節報酬に災害出動に伴う出動報酬を計上したことが主な要因であります。1節報酬は、消防団員264人分の報酬、5節災害補償費は、消防団員の公務災害における療養、休業補償費が主なものであります。119ページになります。7節報償費は、消防団員退職報償金ほか1件、8節旅費は、消防団員の費用弁償、各種式典、研修会などの旅費、10節需用費は、消防団詰所及び車庫などの修繕ほか5件が主なものであります。17節備品購入費は、普通消防積載車2台分及び小型動力ポンプ2台分の購入経費が主なものであります。これは、平成7年8月に配備され、26年経過し老朽化が進んでいる尻無班と西目班の普通消防積載車、平成18年12

月に配備され、15年経過し老朽化が進んでいる大川第2班と折口班の小型動力ポンプを更新しようとするものであります。18節負担金、補助及び交付金は、鹿児島県消防協会等への負担金のほか、消防団員の退職報償金や公務災害補償の掛金などが主なものであります。120ページになります。27節繰出金は、旧簡易水道の消火栓154基分と上水道299基分としての水道事業会計への繰出金であります。

3目水防費は、風水害時において必要な消耗品費や補修用資材などの原材料費としての購入経費を計上したものであります。

4目災害対策費のうち消防係所管分は、8節旅費のうち33万3000円、10節需用費のうち7万8000円、次のページの13節使用料及び賃借料のうち30万円の合計71万1000円であり、それぞれ災害時における費用弁償や燃料費、食糧費、重機等の借り上げ料であります。

次に、歳入について御説明いたします。27ページにお戻りください。第15款県支出金3項1目総務費委託金1節総務管理費委託金のうち消防係所管分は、市町村権限移譲交付金のうち2万円で、火薬類取締法に係る県からの事務交付金であります。

32ページになります。第20款諸収入5項4目雑入2節団体支出金のうち消防係所管分は、消防団員公務災害補償金、次のページの消防団員退職報償金であります。20節雑入のうち消防係所管分は、説明欄の下から3行目、原子力立地給付金のうち消防団詰所等に係る5万7000円、次のページの説明欄の上から8行目、県消防協会火災共済制度出資金割戻金、説明欄の下から7行目にあります県消防協会福祉共済制度返戻金であります。

36ページになります。第21款市債1項8目消防債は、高規格救急自動車及び小型動力ポンプの購入経費に充当しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

牟田学委員長

参事の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

118ページ、常備消防費についてお尋ねしたいんですが、まず、現在、職員は全部で何人いるんですか。

児玉総務課参事

分遣所も含めて65名です。

山田勝委員

分遣所も含めてというのは長島も入れての話でしょ。私が言いたいのは阿久根市の予算、阿久根市の人件費だから、阿久根市の人たちを聞いているんですよ。

児玉総務課参事

現在、阿久根地区消防組合に阿久根市で人件費を見ている部分については、35名分が全額を見ております。あと、4名分については消防本部付で、6割を阿久根市が、4割を長島町が見ているという状況でございます。

山田勝委員

阿久根市の総人件費を見るとき、消防は見落としがちなんです。でも現実には、阿久根市が採用し、阿久根市が派遣してる職員ですからね。しかも、この人件費そのものも阿久根市が払っている、阿久根市の予算の中の話ですからこうして聞いたのです。今あなたが言われる35名と4名の4名については、全体の阿久根地区消防組合の事務をしていることで60%は

阿久根市がしている、40%は長島町が見てるところのことですね。

〔児玉総務課参事「はい」と呼ぶ〕

それともう一つお尋ねしたいんですが、118ページに地方債3,730万円とあるんですが、これは何の地方債ですか。

児玉総務課参事

常備消防費の財源の中の地方債の3,730万円のことだと思います。これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、今回、消防組合で高規格救急自動車を購入することとしており、その分に地方債を充当することとしております。

山田勝委員

これは阿久根消防署の分ですね。

児玉総務課参事

阿久根消防署に配置する救急車です。

白石純一委員

118ページ、9款1項2目1節報酬についてですが、消防団員の報酬は、県内のほかの団の団員報酬と比べ阿久根市のレベルはどうなんでしょうか。

児玉総務課参事

消防団の報酬のお尋ねですが、今、手元に県内の平均がございませぬので回答はできませんけれども、近隣の出水市、長島町、薩摩川内市、さつま町と比較して、高いところもあれば低いところもありますが、相対的にちょっと低くなっております。例えば、団長で言いますと、阿久根市においては13万8300円ですが、出水市が16万円、長島町が15万2800円、薩摩川内市が22万円、さつま町が19万円で、近隣の市町からすれば少し低くなっておりますが、この前、国から通知があった全国平均から言えば高いほうです。

白石純一委員

団長を例にされましたが、阿久根市が13万円、さつま町が19万円、出水市が20万円ですか、これは、多少じゃなくてかなりの開きがありますよね。特に団員分が、県内ほかの市町の報酬と比べて決して安くないように、十分調査し、今後に生かしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

竹之内和満委員

120ページ、9款1項2目27節繰出金、公営企業会計繰出金で水道事業会計に繰り出しているんですが、この繰出金はどういうものでしょうか。

児玉総務課参事

これにつきましては、消火栓の維持管理分を一基3,000円で、水道事業会計へ繰り出している、現在、市内に約450基の消火栓がありますので、その分の管理費ということになっております。

竹之内和満委員

その分の金額というのは、どういう算定でしょうか。

児玉総務課参事

これにつきましては、一基3,000円の定額で毎年繰り出しております。

白石純一委員

先ほどの県内の消防団員の報酬の比較を後で資料提供いただけないでしょうか。委員長にお願いしたいんですけど。

牟田学委員長

資料請求ですね。委員会として資料請求をするということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

総務課参事、資料をよろしくお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第15号中、総務課消防係所管の事項について、審査を一時中止します。

〔総務課消防係退室〕

この際、暫時休憩します。

(休憩 正午～午後1時)

〔企画調整課入室〕

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

議案第15号中、企画調整課所管の事項について審査に入ります。

企画調整課長の説明を求めます。

福島企画調整課長

それでは、議案第15号のうち企画調整課の所管事項について御説明申し上げます。

始めに、45ページをお開きください。歳出から御説明申し上げます。第2款総務費1項8目企画費は、地域おこし協力隊の活用促進やあくね応援寄附金に係る地域振興基金積立金の増などにより、前年度に比べ9978万3000円の増額となりました。以下、節ごとに主なものについて御説明いたします。1節報酬では、企画調整課事務に係る会計年度任用職員1名分の報酬のほか、新たに企画調整課として地域おこし協力隊員3人を任用するための報酬を計上しています。当該地域おこし協力隊に関しては、更なる移住定住促進に係る施策を推進していくため、企業支援や移住定住支援・空き家対策に関する業務を担っていただく予定です。3節職員手当等及び4節共済費は、企画調整課事務に係る会計年度任用職員1名及び地域おこし協力隊員3名分の経費が主なものであります。次の46ページにかけてとなりますが、7節報償費では、アクネ大使等による子供たちの学習の場づくり事業などの謝金のほか、令和3年度に引き続き、子育て世帯移住支援商品券に係る予算を計上しております。8節旅費は、学習の場づくり事業のほか、台湾台南市善化区への青少年交流事業が主なものであります。10節需用費は、官庁速報の購読、華の50歳組歓迎レセプション事業が主なものであります。なお、華の50歳組歓迎レセプション事業に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度から中止となっていることから、令和2年度から4年度までの3か年度分に係る費用を計上しています。11節役務費は、郵便料や国際交流における通訳料が主なものであります。12節委託料では、おれんじ鉄道の市内3駅に係る樹木管理業務などに加え、新たに地域公共交通計画策定業務、旧大川中学校跡地の利活用に係る基本構想策定業務及び地域内

再生可能エネルギー可能性調査業務の3事業に係る予算を計上しております。1点目の地域公共交通計画策定業務は、令和2年11月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正されたことに伴い、交通事業者や地域の関係者等を構成員とする法定協議会を設置の上、地域公共交通計画を策定することが努力義務とされたことから、将来にわたり持続可能な本市の公共交通体制の構築を目指し、阿久根市地域公共交通計画を策定しようとするものであります。2点目の旧大川中学校跡地の利活用に係る基本構想策定業務は、旧大川中学校跡地の活用方法を検討するため、リノベーション等の専門家に講師・ファシリテーターを依頼するとともに、地域住民等も含めたワークショップを開催し、利活用に係る基本構想を策定しようとするものであります。3点目の地域内再生可能エネルギー可能性調査業務については、昨年9月に株式会社トラストバンク、合同会社トラストバンク阿久根及び市の三者で締結した包括連携協定に基づき、現在取組を進めている地域内再生可能エネルギー活用モデル構築事業に関して、電力の需給バランスや地域新電力会社の設立に当たっての経費、人員体制、その他諸課題等について調査・検討を行い、本市にあった実施体制を構築していこうとするものであります。13節使用料及び賃借料は、先に説明した新たに任用する地域おこし協力隊員に関する住宅借上料や公用車リース料が主なものとなります。17節備品購入費は、広報機器としてワイヤレスマイクセットを購入するものであります。次の47ページになりますが、18節負担金、補助及び交付金の主なものは、北薩広域行政事務組合をはじめとする各種協議会等への負担金や各種補助金であります。このうち説明欄中ほどの地域間幹線系統確保維持費補助事業は、前年度当初予算と比べて700万9000円の増額となっておりますが、これは運行経費の増加に伴うものであります。また、企業立地促進については、阿久根食肉流通センターの増設に関して補助を行うものであります。その一つ下の空き家バンク家財処分等補助事業については、空き家バンクの登録物件の増加を目的とした新規事業であり、バンクの登録物件について売買又は賃貸借契約が締結された場合には、空き家の所有者又は入居者に対して、家財の処分及び搬出費用を補助しようとするものであります。地域色づくり事業は、引き続き地域コミュニティの活性化につながる取組を支援するため、一部算定方法等を見直した上で、補助を行うものであります。移住支援金交付事業は、東京23区に5年以上在住又は通勤している方が市内に移住し、対象となる事業に関して起業した場合や、県の登録企業へ就業した場合に、地方創生推進交付金を活用して移住支援金を交付するものであります。最後に一番下の地域おこし協力隊起業支援については、任期の終了等により卒業する地域おこし協力隊員に対して、起業する場合の準備経費や市内の空き家を改修して定住する場合の空き家改修費用に対して補助を行うものであります。48ページになりますが、24節積立金は、説明欄記載の基金の利子や地域振興基金へのあくね応援寄附金を積み立てるものであります。

次に、61ページをお開きください。5項1目統計調査総務費は、令和4年度には国勢調査や経済センサス等の主要な調査の実施が予定されていないことから、前年度に比べて726万8000円の減額となっており、職員の人件費が主なものとなっております。

また、次の62ページ、2目基幹統計調査費についても、1目統計調査総務費と同様の理由により前年度に比べて減額となっており、令和4年度に実施が予定されている就業構造基本調査に係る調査員の報酬等が主なものとなっております。

以上で歳出を終わり、次は、歳入について御説明申し上げます。23ページをお開きください。第14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金の説明欄記載の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、経済対策として実施するプレミアム付き商品券事業第2弾に係

る費用及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う時短協力要請金の市負担金に充当しようとするものであります。

25ページをお開きください。第15款県支出金2項1目総務費県補助金は、原子力発電に関する広報活動などに活用する広報・調査等交付金と電源立地地域対策補助金、地方創生推進交付金が主なものであります。このうち電源立地地域対策補助金は、消防団普通消防積載車整備事業などに、また、地方創生推進交付金は、移住支援金交付事業や薩摩國輸出促進のための協議会負担金に、それぞれ充当することとしております。

次に、27ページをお開きください。3項1目1節総務管理費委託金の当課所管分は、市町村権限移譲交付金のうち特定非営利活動法人関係事務に係るものや遊休土地実態調査費などであり、28ページの5節統計調査費委託金の主なものは、説明欄記載の就業構造基本調査に係る委託金であります。

次に、29ページになりますが、第16款財産収入1項2目利子及び配当金のうち当課所管分は、説明欄の上から6行目のふるさと創生基金、その下の人材育成基金及び下から4行目の地域振興基金に係る利子であります。

次の31ページになりますが、第18款繰入金1項5目ふるさと創生基金繰入金は、企業立地促進補助金に、6目人材育成基金繰入金は、アクネ大使等による子供たちの学習の場づくり事業に、10目地域振興基金繰入金は、子ども医療費助成事業や地域色づくり事業などに充当しようとするものであります。

次に、34ページになりますが、第20款諸収入5項4目20節雑入のうち当課所管分の主なものは、説明欄中ほどの場外車券売場設置市地元協力金と、その8行下の乗合タクシー事業国庫補助金事業者精算返納金であります。

最後に、次の35ページの第21款市債1項1目2節企画債は、肥薩おれんじ鉄道経営安定化支援事業に充当しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

竹原信一委員

46ページ、地域公共交通計画策定業務のことをもう少し詳しく説明してください。

福島企画調整課長

地域公共交通計画策定業務につきましては、先ほど申し上げたとおり、法の改正に伴いまして地域公共交通計画の策定が努力義務とされたことから策定するというものでございます。これまでの計画と何が変わるのかというところでございますけれども、これまでバス路線など、専ら公共交通のネットワークの確保充実といったものを計画策定の対象としていたものですが、こちらに加えて、ダイヤや運賃などの面からもサービスを総合的に捉えて、改善や充実に取り組む、そういったことに加えまして地域の輸送資源を総動員する具体策を盛り込むこと。こちらにつきましては、公共交通だけでなく、例えばスクールバスですとか、あと有償運送ですとか、そういったようなものも含めた上で計画をつくりなさいという形で見直されたというものでございます。

阿久根市では現在、平成23年度に作成した阿久根市地域公共交通総合連携計画により乗り合いタクシーの運行を行っているということでございますが、まちづくりや観光振興等と一

体となった計画でないといったことですか、基本方針に照らし合わせてまだ内容が十分でない連携計画につきましては、新たに地域公共交通計画として定める必要があるということから、次年度、この公共交通計画を定めようとするものであります。

竹原信一委員

これ何ですか、作成業者に発注するという意味なんですかこれ。

福島企画調整課長

そのとおりでありまして、計画策定に関しまして業者に委託しようとするものであります。

竹原信一委員

ということはですよ、業者に委託して、業者がつくったものをもって成果とする。それを、今の現状と比べて運用しようとかいう話にはまだならないわけですね、これ幾らぐらい払うんですか。

福島企画調整課長

予算額としては、1,000万円を計上しているところであります。

竹原信一委員

1,000万円、その金額はどっから出てきたんですか、その発想というか、すごく大きなお金なんですけれども、その1,000万円の根拠を教えてください。

福島企画調整課長

こちらの金額につきましては、複数事業者から見積りを取った上で積算したものでございます。具体的には5事業者から見積りを徴取して、そちらをもとに参考として積算したというところでございます。

竹原信一委員

すごく疑問に思うんです。この1,000万円というのは相当な金で、これをかけて計画したものって、建物の設計業務と違うわけですからね。これは国に出すに書類を上げるためのという感じがあるんですか。これは財源は一般財源ですね。

福島企画調整課長

こちらにつきましては、法律で努力義務とされておりますので、必ずしもつくらなければならないというものではございません。ただ今後の地域公共交通の在り方を考える上で、こういったマスタープランをつくってくださいという形で国から努力義務という形で今回、法定されたというものでございます。なお、財源につきましては、一般財源を充当しておりますが、国庫補助金についても、今、申請しているところでございまして、満額といったことではございませんが、一定の額の補助をいただけるものと考えております。

竹原信一委員

例えば、業者がつくったものが来たとします。それを実現するのは、また別の問題ですよ。その書類の審査をする能力っていうのはあるんですか。誰がやるんですかこれ。業者がつくってきた成果品を審査してこれ使えるかどうかなんてのはどこでやるんですか。皆さんにチェックする、評価する能力っていうのはあるんですか、どこかに頼むんですか。

福島企画調整課長

計画策定の際には、先ほど申し上げました法定協議会の中で議論していただくということになりますので、まずその内容については、法定協議会で確認いただくということになると思います。

竹原信一委員

そのメンバーを教えてください。

福島企画調整課長

法定協議会につきましては、これから設置するということですが、想定しているメンバーにつきましては、市長、それから、鹿児島県知事またはその指名する者というものでございますので、県の振興局の方が入ることが想定されます。あと交通事業者ですとか、バス協会の関係者、タクシー協会の関係者、それから市民または利用者の代表者、それから九州運輸支局の局長またはその指名する者と関係者、それから道路管理者、警察署長またはその指名する者ということで警察関係者、それから学識経験者、それから阿久根市の観光関係の方。以上のような方がメンバーとして想定されているところでございます。

山田勝委員

この中に乗り合いタクシーもありますけど、乗り合いタクシーについても先ほどの説明の中では、阿久根市の何かっていうので決めたという話をされましたけど、乗り合いタクシーというのは非常に皆さん喜んでいらっしゃるんです。例えば、脇本の小漣とか八郷あたりから来られる方がAコープ周辺までは来れますよ。ところが、阿久根に行くためには、また別のタクシーで行かないかんわけですよ。関連していけるような、例えば、乗り合いタクシーで脇本の中心部まで来た人が、そこで降りて、また次の交通を利用しないと阿久根市役所まで来れないっていうのじゃなくて、そういう人が引き続き利用できるような、そういう交通体制をつくっていただければ、ものすごく皆さん喜んでもらえると思うんですけど、そういうのは誰が伝えるんですか、地域公共交通計画の策定するその方々に、そういう現状の良い点、そして現状でどうしてもこうしてほしいという点は、誰がこの中に伝えてくれるんですか。

福島企画調整課長

現状の脇本地区の方の乗り合いタクシーの話ですが、市で運行している乗り合いタクシーにつきましては、幹線系統に接続するという観点で運行してるものでございます。こちらの既存の交通事業者も使っていただいて、役割を分けてですね、既存の公共交通機関が使えるところにつきましてはそちらを使っていただいて、そこまでの利用ができない方、そこまで公共交通がない、交通空白地の方については、その幹線系統のところまで乗り合いタクシーを運行するという形で、それぞれ役割分担しながら行っているものでございますので、そちらについては御理解いただければと思っております。

利用者の声をどのように聞くのかという趣旨の御質問につきましては、この調査業務の中で、利用者アンケートですとか、また利用しない方のアンケートまでできればというところで考えておりますので、そういった中でニーズを把握していきたいと考えております。

山田勝委員

現状は分かっているけど、これから先、もっともっと過疎が進んだり、もっともっと高齢化してる中で、やはり行政というのは、かゆいところに手が届くような配慮をしていただかなければ、それは脇本だけの話じゃなくてですよ、例えば、尾崎から来る人、どっから来る人それぞれありますよ、でも、そういう方々はやっぱり、到着するところまで何とかうまくいけるような仕組みをこういう時につくってほしいから、そういうお願いをしているわけがありますので、耳に留めておってください。

福島企画調整課長

なるべく利用者のニーズを捉えた上で、市として運行する以上はやはり使っていただくこと

ということが主眼でもありますので、そういった視点を取り入れながら、一方でその運行とかにはコストもかかってきますので、そのバランス等を見ながら、来年、調査研究をしていきたいというふうに考えております。

〔山田勝委員「そうしてください」と呼ぶ〕

白石純一委員

46ページ、同じ件です。5者から見積りを取られたと。どういう業種の方でしょうか。

福島企画調整課長

既に幾つかの団体でも地域公共交通計画が策定されておりますので、そういったところの計画策定に携わった実績のあるコンサルから見積りを徴取したというところでございます。

白石純一委員

つくられた計画を実際に、社会実験、実証実験などして、それが効果があると判断して、そのコンサルを選ばれ、見積りは取られたのでしょうか。

福島企画調整課長

こちらの見積りをとった業者が策定した公共交通計画について、個々個別に実証実験を行ったかというところまでは把握しておりませんが、ただ、おおむね交通計画を策定する場合は、先ほど申し上げた利用者アンケートとか、それから交通事業者、実際の運行している方へのヒアリングですとか、あと地域特性とか、そういった形を踏まえて、そういった内容をまとめているものがございますので、実証実験まで包含した形で地域公共交通計画を策定したところは余り基本的にはないのかなと考えております。

白石純一委員

この計画の中には、実際、実証実験の予算は入ってないと思うんですけども、その計画を基に実際に実証実験をした、あるいは実際に市の事業として本格的に始めたということで、それがうまくいってるということを確認しないと、今後そういう業者にお願いするに当たっても検証が必要かと思うんですが、その辺りいかがでしょうか。

福島企画調整課長

まずこの計画につきましては、先ほど申し上げた趣旨で、これまでの交通計画に関しては、観光の視点、それから地域の公共交通以外の交通資源も含めるといったところの視点が欠けておりましたので、そういったものをまず盛り込んでくださいという趣旨で策定するものがございますので、まず、そういった形でしっかりと交通計画の中身を策定して、その中で一つの手段として、例えば委員のおっしゃるような先端技術といいますか、最新の技術を活用したもので実証実験できるようなものがあれば、そちらを行っていくと考えておるものがございますので、現時点におきましては計画内容をしっかりと策定してくれると見込まれるコンサル事業者から見積りをとったという状況でございます。

白石純一委員

今、先端技術というお話がありましたが、協議会の想定している委員の中にそうしたDXにお詳しい方はおられるんですか。また、おれんじ鉄道も入ってるのでしょうか。

福島企画調整課長

交通のこうした技術に明るい方という意味では、学識経験者を入れることになっておりますので、そちらから意見をいただけるのではないかと考えております。それからおれんじ鉄道につきましては、これから設置する新たな法定協議会につきましてはメンバーに入れることを考えております。

白石純一委員

次の項目に移ります。同じ款項目の12節委託料の1番下、地域内再生可能エネルギー可能性調査業務。これは昨日の総括質疑でも質問したんですが、これからその地域電力会社を設立するための可能性調査ということですが、その基になるのは、やはり今、据付けられている太陽光パネルなわけですね。その事業は、もう既に東京の業者に随意でやらせていると。そこには、市も地元事業者も出資もしていないし、したがって事業計画等にも参加していないわけですがけれども、果たしてそういうベースを基に、新たに設ける地域電力会社、幾ら地域を巻き込むと、市や地域の事業者や市もそこに加わると言っても、そのベースが全くその1民間企業が随意につくったものですから、果たしてそれでしっかりとした可能性調査ができるのか疑問なんですけど、その辺りいかがでしょうか。

福島企画調整課長

合同会社トラストバンク阿久根につきましては、確かに現在、市、それから市内事業者等からの、地元事業者等からの出資がないところがございますが、今後につきましては、出資についても検討してまいりたいと考えております。

その上で、新たにつくるといいますか、これから来年度調査しようと考えております、地域新電力会社につきましては、この合同会社トラストバンク阿久根を改組するのではなくて、別の組織として地域新電力会社を立ち上げて、その一つの電源として今回の設備を使っていこうというものでございますので、そちらにつきましては、関係するということで、仮に設立するとなればトラストバンクからの出資ということはいただけるのかもしれませんが、市ですとか、あとその他の地元事業者も含めて、当然声をかけて賛同いただければということになると思いますが、そういった形で出資を募った上で設立できればと考えておりますので、そこら辺の内容は来年度の調査で詳しく、ある程度見込んでいくことになると思いますが、そういったように考えておるところでございます。

白石純一委員

新地域電力会社の過半数、あるいは3分の2以上の出資を市と地元事業で賄うというような考えはございますか。

福島企画調整課長

まさに、今、委員がおっしゃった出資比率等も含めて、来年度の調査で明らかにしていきたいと考えております。出資の割合をどうするかによって、メリットデメリットが生じてくると思いますので、そこら辺も整理しながら来年度検討したいと考えております。

白石純一委員

少なくとも過半数以上、市と地元事業者で取らなければ、地域電力会社と言えないわけですから、それも方針がない、これから検討するんだということであれば、地域新電力会社とは言えないと思うんですが、いかがですか。

福島企画調整課長

地域新電力会社という以上は、やはり地域からのというのは委員のおっしゃるとおりだと思いますので、そういった点も踏まえまして、来年度しっかりと検討したいと思っております。

白石純一委員

分かりました。よろしく申し上げます。

別件です。46ページ、2款1項8目1節の報酬、地域おこし協力隊です。3名新たに移住

定住企業支援に、別冊のまとめを見ると地域課題の解決やその担い手の確保ということですが、昨日の総括質疑で伺うと、主にフィールド調査などをして実態把握をするということなので、その解決への担い手の確保とまでは言い過ぎな気がするんですが、現在おられる4名の方は、ほとんど観光のほうに携わっていただいているんですが、このうち今年度末、あるいは来年度内に任期が来て終わる方は何人いらっしゃいますか。

福島企画調整課長

そちらにつきましては、既存の観光コンテンツ開発という趣旨で、所管は商工観光課になりますが、私で認識している限りでは、現在4名の方がいらっしゃって、うち2名が年度末で卒業される。来年度当初は2名のスタートになりますが、そのあと1名追加で任用されるんじゃないかというふうに把握しております。

白石純一委員

そうすると、商工観光課で観光に携わる方が1名。プラス企画課でこの移住定住に関わる方が3名、合計4名という理解でよろしいですか。

福島企画調整課長

来年度に任用される方は4名。委員のおっしゃるとおりでございます。

濱門明典委員

45ページ、2款1項8目7節報償費の中で、アクネ大使謝礼とあるんですが、アクネ大使というのは、どういう方がなっておられるんですか。

福島企画調整課長

アクネ大使につきましては、阿久根市出身ですとか、阿久根市にゆかりのある方、主に各界で、スポーツですとか、音楽とか、様々な分野で活躍されている方を、阿久根市のPRをしていただく大使として任命しているものでございます。現在24名の方がいらっしゃるというところです。

濱門明典委員

アクネ大使ということで、いろんな東京とか大阪なんかでも、アクネ大使というのはいらっしゃるかと思うんですけども、どのぐらいの、あれで、関東に何名とか、関西に何名とかいらっしゃるんですか。

福島企画調整課長

24名の方はかなり各地にまたがってますので、どこで何名とは言いつらいのですが、東京に住んでいらっしゃる方もいれば、スポーツ選手などは各地にいらっしゃいますので、ちょっと何名かと言いつらいとこでございます。ホームページに実際の方が載っていらっしゃるのをそちらを確認いただければと思います。あと、その他に関東阿久根会、近畿阿久根会、東海地区阿久根会とかの会長の方にもなっているというところがございます。

濱門明典委員

主にどのような活動をされているんですか。

福島企画調整課長

市の業務といいますか事業関係で言いますと、先ほど説明させていただきました、学習の場づくり事業というものをやっているところございまして、令和元年度につきましては5名の方に活躍いただいたというところでありまして。ただ、令和2年度、令和3年度につきましては、新型コロナウイルスの感染症の影響がありまして、なかなか、阿久根にお越しただ

くのが困難というような状況もありましたので実績はないところでございます。あと今年に入ってから、ミュージックフェスティバルで阿久根大使の音楽家の方々に、風テラスに来ていただいて演奏会を実施した、近々の実績としてはそういったものがございます。

濱門明典委員

アクネ大使ということですので、阿久根のアピールが1番目的に当たるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

福島企画調整課長

当然、阿久根市のこともPRしていただくということでございますので、阿久根大使の名刺につきましては、こちらで用意して、それぞれの大使の方にお配りして、活用していただいて、様々な場面場面でお配りいただいてPRにつなげていただくというようなことも取り組んでいるところでございます。

濱門明典委員

あと一つ。46ページの同じ款項目の12節委託料で、地域内再生可能エネルギー可能性調査業務というのがあるんですけども、これは可能性のある再生可能なエネルギー、可能っていうのはどういうことを考えてるわけですか、風力であったり、太陽光であったりいろいろあるんですけども。

福島企画調整課長

今回のこの調査につきましては、主に2点の内容を実施していただくと考えております。1つは、今、進めている事業で、太陽光パネルを市役所本庁舎と番所丘公園等に設置しておりますが、そこで、発電される電気の量、それと逆に供給する側となる各公共施設、市役所等いろいろございますがそちら。それから、その他の供給先となる公共施設に、今回の専用、自営線網を引きますので、その関係の施設を6施設、市役所、消防庁舎、風テラスあくね、保健センター、福祉協議会、番所丘公園を想定しておりますが、そちらに加えまして、あと自営線エリア外となるとところにつきましても、一部余剰電力については供給できるんじゃないかと考えておまして、そちらについての小中学校ですとか、総合運動公園といった施設についての電気の需要量についても調査して、供給と需要のバランスを見た上で、どこに今回発電された電力を供給できるのかといったことを明らかにしていく、需給のバランス調査といったものが1点。それから、もう1点につきましては、先ほど白石委員の質問にお答えしていたとおり、地域新電力会社を仮に設立しようとした場合のシミュレーション、収支とか、諸々の設立に係る手続等々について調査をする。そういった2点で今回調査を行うというものでございますので、可能である太陽光とか風力とかそういった資源を今回調査するといったものではございません。

濱門明典委員

非常に太陽光は主だと思うんですね。太陽光といった場合には夜の電力というのはできないわけですね。それで提案といえますか、小水力発電という調査も一緒にやられたらどうでしょうか。河川が多いんですから、阿久根市は。

福島企画調整課長

確かに、太陽光はどうしても日照に左右されるというところがございます。したがって今回の事業につきましては、かなり大規模な蓄電池を設置して、そこで需給を調整しようとしておりますので、その問題につきましてはその蓄電池によって解消されるんじゃないかと考えております。

濱門明典委員

私が尋ねたのは、小水力発電は考えられないんですか。河川に。

福島企画調整課長

小水力発電につきましては、以前策定したエネルギービジョンの中で可能性調査等も実施したところがございます。ただ、実際に運用しようとした場合に、落差が足りないとか、なかなかその適地としてそこがうまく事業ベースといいますか、採算性といった面で問題があるということで実現に至らなかったというところで、現状では小水力発電について検討はしていないところがございます。

濱門明典委員

私の知り合いで、阿久根市は小水力発電というのが一番向いているんじゃないかと。これ24時間。阿久根っていうのは川があって、河川の周りなら水田があつたりしてですね、何か関を設けてそこから下らせば、そんな余計な水量がなくても水力発電は可能だということで、そんな費用もかからないということも聞いておりますが、本当にそこらをしっかり調査されたのかですね。そこらのところをもう1回検討していただきたいと思います。

牟田学委員長

よろしいですか。

〔濱門明典委員「はい」と呼ぶ〕

竹原信一委員

地域公共交通計画策定業務に戻りますけど、最初で、努力義務という形で示された。この努力義務というのは、私の認識では義務ではないと思ってるんですけども、阿久根市はこのように国から努力義務で示されたことについては、全部取り組むというような考え方でやっておられるんですか。

福島企画調整課長

努力義務というのは努めなければならないというものでございますので、委員のおっしゃるとおり必ずしも義務ではないというところがございます。ただ、あとは実際、努力義務化されているものは、この公共交通計画以外にも幾つかと思うんですが、その必要性については市で判断していくべきものと考えております。

竹原信一委員

そうですね。結局のところ、純粹に阿久根市の将来にとってどうなのかというのを主体的に考えるべきでありまして、そうすると、参考意見にしかすぎないという感じなんです、国の努力義務。こういうのもありますよという提案ですよ。そして主体、そして結果に対する責任も全て阿久根市にあると私は思います。そういう意味で、最初、国から努力義務として示されましたのでというようなことで物事をするっちゃうのはどうなんでしょうか。阿久根市にとって必要だからこれをやろうと思えますって言うなら、ああそうかっていう、皆さんが主体的に考えてるんだという感じがするんですけども、理由を努力義務でしたのでっていうのはね、ちょっと責任感が希薄だなという気がしておりますけどいかがでしょうか。

福島企画調整課長

その点につきまして、言葉足らずだったと申し上げたいと思います。確かに努力義務が課されたということではありますが、そちらを踏まえて、実際に阿久根市で必要性を考えた結果、今回策定する必要があるという判断に至ったということがございますので、その点言葉が足りなかったのであれば、今回このように説明させていただきたいと思います。

竹原信一委員

それですよ、実際の話が、努力義務ということが出たら阿久根市はほとんど手を付けたりしてるのかな。課長の感覚というか、知識の範囲内でどうですか。

〔福島企画調整課長「聞き取れなかったのもう一度お願いします」と呼ぶ〕

努力義務というので示されたものについては、阿久根市はことごとく取り組むような体制にあるのかどうかを課長の感覚、感じではどうですか。

福島企画調整課長

先ほど申し上げましたが、努力義務だから必ずしも作らなければならないというものではないと思います。実際に必要性を考えた上で、そちらに従ってやはり阿久根市として必要性であるかどうか、そちらにつきましては内容もそうですし、あとやはり計画については、そちらに関係した補助金とかもついてきますので、国の補助制度とか支援措置とかいったこともついてくるところもありますので、そういったことを総合的に判断しながら考えていくべきものじゃないかなと考えております。

竹原信一委員

姿勢は分かりましたよ。姿勢ではなく、実際の話が10言ってきたら、8まで実際やってますとか、何割ぐらい、努力義務に対して、取組具合いってのはどうなんですかという質問ですよ。全部取り組んでますか、ひょっとして。

福島企画調整課長

実際、努力義務が課されている法律とか計画とか、かなりの数に上るのではないかと考えておりますので、この場で何割とかというのは申し上げられないところでございます。

中面幸人委員

45ページ、2款1項8目1節の地域おこし協力隊、予算案の概要の27ページの地域おこし協力隊活用事業についてお伺いをいたします。まず、この協力隊についても、配置。企画の担当だと思うんだけど、例えば企画課に配置するとか、商工観光課に配置するとかありますよね、どこに配置されるんですか。

福島企画調整課長

実際の事務をしていただく場所という質問かと思えますけれども、今回採用を予定しております3名のうち2名が企業支援業務、企業及び雇用支援と考えておりますが、そちらにつきましては、昨日の総括質疑で白石委員にお答えさせていただいたとおり、まちの灯台阿久根に派遣することを考えております。残りの1名については、これから検討したいと考えております。

中面幸人委員

まちの灯台に配置される理由というのは、何かプラスになるようなことがあるのかなのか、その辺あたりを教えてください。

福島企画調整課長

まちの灯台阿久根につきましては、企業等に関して様々出入りしていたり、情報が入っていたりというところがありますので、まずはそういったところと一緒に、おそらく、最初、いきなり入って行ってフィールド調査といっても、なかなか難しい面があると思いますので、そこら辺のノウハウといいますか、人脈とかいったものを生かしていただければと考えております。

中面幸人委員

予算案の概要の27ページ、ここに金額的に1860万8000円と上がっておるんですが、これはまとめてあると思うんだけど、この内訳を教えてください。

福島企画調整課長

1,860万円の事業内容、内訳ということでございますけれども、隊員3名の報酬、手当、社会保険料などの人件費、公用車の燃料費、公用車・パソコンのリース料、住宅の借上料、活動負担金、要するに活動に関する備品とかいったものの費用、研修に要する費用とかそういった活動の経費、それから令和3年度をもって2名の隊員が先ほど退任すると申し上げましたが、その方、それから令和4年度に退任予定の1名、その方の起業等に係る補助金にかかる費用をこちらの中では計上しているところでございます。

中面幸人委員

先ほど、まちの灯台にということでございましたけど、この中からやっぱまちの灯台にもそういう費用という形でいくわけですか。

福島企画調整課長

今の経費につきましては、基本的にまちの灯台には入らないこととなります。隊員個人等に支給されるものとなります。

中面幸人委員

今年度のこの地域おこし協力隊の件でいろいろ説明を聞いておりますけれども、今度の3名のうち移住定住の方も関連の方がいらっしゃいますが、この方については、移住定住に対して手ほどきしてもらおうというか、この方を阿久根市に定住移住させようとして応募するのか、阿久根市にこういう定住移住を引き込むためにお手伝いしてもらおうのか、この人を定住させるのかということです。

福島企画調整課長

まず、地域おこし協力隊の制度自体がこちらの地方に来ていただいて、定住する意思を持った方を採用することを前提しておりますので、その方に定住していただくというのは前提と考えています。その上で、3名のうち1名につきましては、移住定住促進、空き家対策の業務を担っていただくということで考えておまして、例えば市の移住情報の発信ですとか、そういったところに御協力いただきたいと考えておりますので、その面につきましては委員がおっしゃった後者のほう、移住定住で業務を担っていただくというものでございます。

中面幸人委員

この地域おこし協力隊の制度が10年近くなると思うんですが、最初の頃、長島町がものすごく地域おこし協力隊の活躍が目立っておりまして、阿久根に来てる協力隊は何かおとなしい感じだったもんだから、議会の委員会に呼んで聞いてみましたら、その中で、私たちは阿久根のいいところを捉えて阿久根をPRするために来たんだけど、いろいろ阿久根のためにこういう制度はどうですかねと課長に持って上がっても相手にしてくれない。私たちは長島町に行けばよかったという人もおりましたけれども、分かりますか、分かりますよね。だから、せっかくこういう制度を利用してやるんだから、やっぱりちゃんと行政側は聞く耳を持たないと意味がない。ただ頼り過ぎて、頼ってるけど実際身にならないとかではいけないんです。だからちゃんと、この人たちの目的をちゃんと拾い上げてくれないと、私はいけないという形で、今回、質疑させていただきましたのでよろしくをお願いします。

牟田学委員長

要望でいいですか。

〔中面幸人委員「はい」と呼ぶ〕

白石純一委員

46ページ、2款1項8目12節委託料の地域再生可能エネルギーの件、可能性調査ですが、番所丘公園にも計画されるということですが、市役所は機能性重視でいいと思うんですが、番所丘公園は観光客への利便性、駐車場の使い勝手、そして何よりも、景観。今度キャンプ場もできるわけですがけれどもその眼下一面、駐車場のところにパネルが張られるということ。こうしたことを番所丘の利用者に直接聞いたり、あるいは指定管理者に聞いても、ちょっと首をひねられてるんです。そうした管理者、あるいは利用者が首をひねっているようなことは御存じですか。そしてそれらを聞かれて計画を見直すことはないのでしょうか。

福島企画調整課長

番所丘公園につきましては、都市建設課で所管してるということでございますので、都市建設課が指定管理者と話す中で、そういった話は聞いたことがあるという情報は得ております。そういったこともありますので、実際に整備する際には、なるべく来客の方に景観で影響を与えないように、例えば植栽を植えて目隠しするとか、そういったことを事業者と調整しておりますので、そういった工夫も踏まえながら進めていきたいと考えております。

白石純一委員

進めるかどうかも含めて検討すべきだと思います。

次に、47ページ、2款1項8目18節の下から10行目ぐらい、阿久根市地域間幹線系統確保、バスへの補助です。前年より700万円増えた、つまり前年は700万円、多分通常より落ちていた。これはコロナ渦の影響ではと思うんですが、これは主に空港バスでしょうか。

福島企画調整課長

補助金額が膨れ上がっている理由につきましては、経常経費の増加で、運転士の人件費、それから燃料費の高騰が主な理由だと把握しております。その上で路線につきましては、全ての路線がそういった形で影響を受けますので、空港バスに特化したものではないと考えております。

白石純一委員

以前、実際に運行した本数に合わせて、その1年後か2年後にそれが補助として支払われるというのを聞いたんですが、その理解でよろしいですか。

福島企画調整課長

補助金の算定につきましては、運行した本数といえますか、運行した距離を基に算定されていると理解しています。

白石純一委員

つまり、コロナ渦でほとんどの乗り手のない空港バスも走らせないと、その翌年、翌々年に補助金が自治体からもらえないということで、ほとんど空で走らせてたと思われれます。そうした理解でいいでしょうか。

福島企画調整課長

実際のところ、乗客が落ちているということは、恐らく事実だと考えております。ただ、空港バスにつきましては、路線が阿久根市から出水市、それからさつま町をまたいで霧島市までつながっていますので、その4市町で負担していることにはなりますが、阿久根市は、逆

に言うとかかなり少なくなっておりますので、影響は出ておりますが、そのこの支払うことによる空港への直結性、利便性として考えるべきだと考えておりますので、そういった点で現状で必要な費用と考えておるところです。

白石純一委員

私も必要な費用だと思っております。ただ、実際に走った距離でその翌年に補助金を出す。つまり空でも人件費や燃料を使って地球環境にも悪い影響を与えているわけですから、せめてその辺は、走らなくていいよと、どうせお客さんはほとんどゼロなんだから。ただし補助金については実績じゃなくてもちゃんと払いますよということで、バス会社も大変経営が苦しいわけですから、その辺りも柔軟に取決めを変更して、バス会社にも、自然環境にも、我々市にもプラスになるようなことはできると思っておりますので、その辺りの今後検討をお願いします。

最後に、同じ款項目の同じページの1番下、地域おこし協力隊の起業支援、これは何名の分を想定されてるんですか。

福島企画調整課長

まず、起業の支援につきましては、3名分を見込んでおりまして、今年度末に退任される方の2名、来年度末に退任される方の1名の合計3名分を見込んで、100万円掛ける3名分ということで300万円を見込んでいます。残りの200万円につきましては、引き続き地域おこし協力隊を卒業した後、住んでいただける方に対して空き家の改修補助を行っております、そちらの分が200万円。合計300万円足す200万円、合計の500万円を計上しているところです。

濱田洋一委員

46ページ、2款1項8目12節委託料の婚活支援業務委託なんですが、本市におきましても少子化が大変進んでいく中で、この婚活支援は非常に大事な事業であると思っております。これは業務委託ということですので、どこか専門事業所に委託されると思うんですが、従来の出会いサポート事業で予算の概要等にもありますけれども、中身についてもセミナー等の開催でありますとか、そこら辺なんですが、具体的にどのような婚活支援をされるのか教えてください。

福島企画調整課長

こちらにつきましては、今年度から結婚応援セミナーを開催したりですとか、あと結婚ボランティアの養成講座を行ってございまして、来年度につきましても、引き続き今年度行った内容を改善点等を加えながら行っていきたくと考えております。つきましては、まず結婚応援セミナーを開催すること、それから早い段階から結婚への意識を持っていただきたいということで、中高生を対象とした結婚にまつわる講演ですとか、あと独身の子を持つ親の方々を対象とした講座、それからやはり、こちらの活動につきましては結婚ボランティアの役割が大きいんじゃないかということで結婚ボランティアの活動の充実、会員増といったことを取り組んでいきたいと考えております。

濱田洋一委員

今、課長から教えていただいた中で、結婚ボランティアというお話がありましたが、これは例えば、これまでの結婚対象者の方々をいわゆる肝いりどんとか、課長も都会の方ですからもなかなか方言とか分からんかもしれないけれども、実はこれまでも、私も4番委員も婚活を充実してほしいというのがありまして。この結婚ボランティアというのは具体

的にどういったことでしょうか、その肝いりどん事業というか、仲介役というか、そういったあれでしょうか。

福島企画調整課長

結婚ボランティアにつきましては、委員のおっしゃるとおり世話焼きさんという形で、様々な人脈を生かして結びつけるような形を担っていただきく方を想定しているものでございます。こちらにつきましては、やはり会員を増やしていくということが重要かなと考えておりますので、そういった会員増につながるような取組について次年度も行っていきたいと考えております。

濱田洋一委員

今、課長からお聞きして、肝いりどん、非常にいいかなあと考えております。これまでは、いろいろセミナー等の開催をされて、それが例えばマナーセミナーですとか、いろいろ過去にはありましたけれども、私の友人、知人、後輩の方の独身の方にお聞きしても、なかなかそこに行くのが恥ずかしいということですので、できたら一対一というか、そういう形での紹介、仲を取り持っていていただくほうがより婚活が前進するんじゃないかなと考えておりますので、そこら辺を、今後また具体的につくってほしいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

木下孝行委員

47ページ、18節の負担金、地域おこし協力隊活動負担金で210万円、地域おこし協力隊起業支援で500万円。昨年度はこの企業支援は100万円であって400万円増えたということで、先ほど4番委員の質疑の答弁でそこは理解したんですけども、この負担金を別に設けた理由、必要性は何ですか。

福島企画調整課長

こちらの活動負担金につきましては、先ほど別な委員にお答えしましたが、活動に要する関係の備品購入費ですとか、研修の参加費ですとか、そういったものについて計上しているものでございます。起業支援は、本人が卒業する際に、実際に業を起こすときの支援で補助するものでございますけど、こちらにつきましては実際に活動している際に要する費用について、負担金として計上しているというものでございます。

木下孝行委員

確認です。先ほど来、話にあります、地域おこし協力隊活用事業ということで1,800万円ほど概要説明書の中でありまして、これは商工観光課も含め、企画課の基本的な事業を全て合算したものと認識しておけばいいんですかね。

福島企画調整課長

1,860万円のうち、報酬ですとか社会保険料の人件費相当分につきましては企画調整課分だけでございます。ただし、先ほどの500万円の起業とかいった補助金につきましては、商工観光課の分も含めて計上しているところで少し混在しております。もう1回申し上げますと、報酬とか、人件費とか、活動負担金については企画調整課の分だけです。企業支援の補助金500万円分につきましては商工観光課の隊員の分も含めて企画でまとめて計上しているというところでございます。

木下孝行委員

なかなかこういうふうの一部入っているとか、入っていないとかいうので、こういう説明書の中でもう少し具体的に出してもらわんと、議員の人たちも分からないと思うんですね。

だから今後、予算資料をつくるときには、そこら辺は気をつけて対応してください。お願いします。

仮屋園一徳委員

47ページ、2款1項8目空き家バンクについてですけど、企画課で、空き家の調査は現在どのようになってるのか。空き家としてほかの人が借りて使えるものとか、空き家にはなっていないけど人に貸せないとか、空き家で壊れそうで後は使えないとか、空き家の調査、統計についてはどのようになってるのか。対策については総務課かもしれませんが、企画課で空き家についてどの程度調査されているのか教えてください。

福島企画調整課長

空き家の調査に関してということでございますが、今年度の補正予算で地図会社のゼンリンに委託しまして、空き家調査を実施しているところでございます。そちらにつきましては、一定の基準に従い空き家と判定される物件につきまして、場所を地図上も含めて把握するというものでございまして、こちらにつきましては今年度中に事業が完了して、一定程度の把握ができると考えております。ただその損壊度合いとかまで含めた状態別の調査については、行っていない状況にあります。

仮屋園一徳委員

現在使っていないのは、いつ調査されたものなんですか。

福島企画調整課長

前回、市で行った調査につきましては、今、手元に資料がないんですが、平成28年度か29年度時点に行ったものと承知しておりまして、それ以降、そちらの更新調査が行われていなかったところでございます。ただし、先ほど申し上げたとおり、今年度にゼンリンに委託しまして、空き家と判定されるようなものにつきまして、戸数と場所でおおむね把握できますので、そちらとあわせて、過去の結果と今回の結果とあわせて、活用しながら対策については考えていきたいと考えております。

仮屋園一徳委員

空き家については、年々すごく増えていって変動が激しいと思いますので、その辺を十分に考慮されて今後の対策に生かしていただきたいと思います。

それともう一つ、47ページの1番下、地域おこし協力隊の起業支援については先ほどから質問がありますので、中身については分かるんですけど、その金額の、支援を行われた基準的なものは作られているんでしょうか。

福島企画調整課長

額の基準という趣旨でのお答えということでありまして、1人当たり100万円という額につきましては、その額が特別交付税の措置額の対象額となっておりますので、そちらを基にその額を定めているところでございます。

仮屋園一徳委員

これについては、協力隊に残ってもらって起業していただくということですので、非常にいいことだと思います。そこで、ほかの方法で、帰ってきて起業されるとかいう方がいらっしゃった場合には、その方々にはどのような支援の仕方をするかについての協議は、この予算をつくるときになされなかったのかどうかをお聞かせください。

福島企画調整課長

企画調整課につきましては、地域おこし協力隊を所管しているという観点で、地域おこし

協力隊の方が卒業する際に定住していただける方については定住の助けになるような補助金を設けているというところがございます。委員のお尋ねは、恐らくその地域おこし協力隊以外のところでの御質問かと思えますけれども、そちらにつきましては商工観光課の所管になるかもしれませんが、創業支援補助金が設けられております。詳細は承知しておりませんが、そちらで手当てされていると考えております。

仮屋園一徳委員

なぜかといいますと、ほかの市町ではそういった方が帰って来られたときに、起業される、あるいは、定住されるというときに、空き家の改修費用とかが支給されるんですけど、額について、今、言われたように阿久根市もあることはあるんですけど非常に少ないわけですよ。だからそういったものを額を上げるとか、そういったような話し合いが、どこの課というよりもそういったことを各課で協力して話し合っしてほしいなという要望をして終わりたいと思います。

牟田学委員長

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後2時18分～午後2時28分)

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

濱田洋一委員

47ページの先ほど7番委員の質問に関連して、空き家対策等について教えていただきたいと思います。私の記憶では、平成29年に空き家等の実態調査を実施されまして、大きく分けて4つの項目でしたか、活用できる空き家ですとか、危険な空き家とか、倒壊のおそれがある空き家とか、4つほど大きな項目で、1,864件だったかと思えます。それ以降、調査されないのかということ、今回、先ほど課長から、ゼンリンに委託した中で、同じように空き家等の実態調査をやるということでお話がありましたけれども、前回、平成29年にやられた項目といいますか、同じ目線での調査をされるのかどうなのか。そうでないと、前回やったときはこうだったけれども、今回の取組では全く違う数字が出てくるのかな、どうなのかなと思ったものですから、この点について教えていただきたいと思えます。

福島企画調整課長

現状につきましては、先ほど仮屋園委員にお答えさせていただいたとおりでございます、先ほど委員から平成29年度とおっしゃいました、それ以降は調査は行われてないところでございます。今後、同じような調査を行わないのかということでございますが、必要性としては当然、行ったほうが良いというところでございますが、費用、あと空き家対策につきましては庁内で関係の課がまたがっているということですから、そうした関係課で協議する中で必要性に応じて検討していくことであると考えております。

濱田洋一委員

私のお願いというか、質疑は、前回行った調査と項目であったり、条件であったり、判定の基準を変えてしまつては、前回から今回は5年経過してますかね、空き家の状況がどうなのかというのが、条件等が違つてしまつて実際どうなのかということになってしまう恐れもありますから、そこら辺はやはり、前回せっかく調査されたわけですから、その条件

等を基に同じようにやっていただきたいと思います。例えば、お願いする委託事業者が違ったとしても、同じ目線でしないと、5年経過した後に、本当に、古いけれども活用できる空き家が幾らあるとか、危険な空き家、もう倒壊寸前の空き家が幾らあるとか、やはり同じ条件でしていただかないと、我々も実際、統計としてもなかなか見えにくいのかなと思いますので、そこら辺をまた協議していただいて、そういうふうにやっていただきたいと思います。が、どうでしょう。

福島企画調整課長

過年度との状況の比較という観点では、委員の御指摘のとおりだと思います、ただ一方で、必要性については、先ほど申し上げたとおり関係課と協議しながら、そういった調査を行う場合には、御指摘のことも踏まえて検討していくと考えております。

中面幸人委員

そのゼンリンで、ただ空き家に住んでいるか、住んでいないかという調査では意味がないと思いますよ、無駄じゃ。ゼンリンで、住んでいるか、住んでいないか、ただそれだけでしょ。濱田委員が言うように、これは果たして空き家バンクに届け出ができるかとかまで調べないと、ただ住んでるか住んでないかってという調査なら無駄じゃ、そや。もうそれだけ。ちゃんと仕分をした、前やったようなやり方でしないと、空き家バンクにちゃんと届け出て、使えるか使えないか、借地できるのか、売れるのか、そうしないと。そうした上で家財道具なんかの撤去に補助金を出すようにしないと無駄だと思うから、やるんだったらぜひ濱田委員が言ったような形で進めてください。要望です。

山田勝委員

先ほどの木下委員の質疑の中で、予算が各課にまたがっている。いろいろ話をされましたよね。私、今朝テレビを見とったんですけど、空き家バンクとかのを、全国で、田舎で、ものすごく人口が少しずつ増えている町があるという特集でしたよ。そこはどんなことをしてるかって言ったら、町が300万円、500万円かけて空き家をきれいにして、そこに希望者を募って、とりあえず1年間住んでください、1年間はタダですよ。入るとしたらこうですよというようなプロジェクトをつくってやってるわけですよ。そこは確実に人口が増えている。ところが、阿久根を見ているとばらばらで、どこにも比較して、例えば川内、出水、長島と比較して秀でるものは何もない。それでは、誰も帰ってくれないんです。ですから、本当は、阿久根はすごいなというような事業を企画調整課が意見を集めて、企画、調整して進めてくれないと、課長。私ぜんぜん進まないと思うけどいかがですか。

福島企画調整課長

移住定住対策とか、空き家対策みたいな、関係各課がまたがるものについてはやはり、企画調整課だけでできるものでございませぬので、関係各課で様々な施策を練っていただくと同時に、必要があれば調整していくという形で取り組んでいくべきものと考えております。

山田勝委員

必要があればじゃないですよ。企画調整課が中心になって引っ張っていかないと、この人たちは自分たちで一生懸命やらん。定着してるから、ここの職員は。だから企画、調整をして、どこよりもいい条件の空き家を、移住定住を作らないと来ないよ、どんなにしても。だから、せつかく総務省からいらっしゃっている政策官だから、ぜひ職員を引っ張って指導してくださいというお願いです。よろしくお願ひします。

[発言する者あり]

竹之内和満委員

同じ47ページ、2款1項8目18節の下から5行目、地域色づくり事業について、前々から事業自体を見直すということがあって、今回、一部の算定方法を変えて継続するということですが、どのような不都合があって変えようとしているのでしょうか、教えてください。

福島企画調整課長

地域色づくり事業の令和4年度以降の制度見直しにつきましては、これまでの3か年の補助事業の内容を見まして、1点目として高齢化率による重点支援措置。それから防災活動支援措置については廃止しまして、基本分に一本化する。それから健康づくり支援措置については継続するという内容にしております。基本分につきましては、令和4年度の補助金額につきましては、令和元年度並みを確保して、特に小規模の区を厚く支援するように配分の見直しを行ったところでございます。具体的には、基本分については9万円の基本額と1世帯当たり500円を乗じて得た額、この合計額を各区に配布する形にしております、総支給額として1064万7000円を予定しているところでございます。

竹之内和満委員

その変更をした理由として、区長さん方の要望があったのあったんでしょうか。

福島企画調整課長

防災活動支援分につきましては、本当にこれが実効性のある訓練につながるのかといったような意見が区長さんから寄せましたので、そういったことを踏まえたということでございます。また、小規模区への重点配分につきましては、こちらも区長さんの意見。あと議会からもいただいた意見等も踏まえて、今回見直しを行ったところでございます。

〔竹之内和満委員「了解です」と呼ぶ〕

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第15号中、企画調整課所管の事項について、審査を一時中止します。

〔企画調整課退室、税務課入室〕

次に、議案第15号中、税務課所管の事項について審査に入ります。

税務課長の説明を求めます。

新町税務課長

議案第15号中、税務課の所管する事項について御説明申し上げます。

まず歳出から御説明いたします。予算書の54ページをお開きください。第2款総務費2項、1目税務総務費について、内訳の主なもの、職員12人分の人件費が主なものであります。

次に、2目賦課徴収費について、1節報酬は、会計年度任用職員への報酬であります。8節旅費は、市外出張徴収・搜索、研修会参加などの旅費であります。次に、55ページに入り、10節需用費は、税務関係法令書籍追録購入費や納税通知書、納付書、窓あき封筒などの印刷費用が主なものであります。11節役務費は、郵便料、電話料、金融機関収納手数料及び預貯金調査金融機関手数料などが主なものであります。12節委託料は、令和4年度の新たな事業として、e L t a xシステム改修業務と標準宅地の鑑定評価業務に係る委託となっております。

す。13節使用料及び賃借料は、電子申告、年金特別徴収及び国税連携に係る地方税電子申告支援サービス使用料と軽自動車検査情報提供サービス利用料が主なものであります。17節備品購入費は、税務関係書籍の購入であります。18節負担金、補助及び交付金の内訳は、出水たばこ販売協同組合たばこ消費事業に対する負担金、地方税共同機構の運営負担金、鹿児島県が徴収する軽自動車税環境性能割に対する徴収取扱費を見込み計上し、固定資産評価専門研修等の受講料としての負担金、会議出席負担金、阿久根市青色申告会への運営費等補助金であります。22節償還金利子及び割引料は、法人市民税の確定申告による予定納税分等の過納金の還付金及びその加算金などであります。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入予算の主なものを御説明いたします。予算書の2ページをお開きください。まず、市税の総括的なことから御説明いたします。市税は、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税の5税目で、令和3年度収入見込額等から計上しました。令和4年度の総額は前年度に比べ1.14%、2104万1000円の増で、歳入総額に占める構成比率は前年度より0.54ポイント減の15.59%であります。

それでは税目ごとに御説明いたします。15ページをお開きください。1款市税1項市民税1目個人は、前年度に比べ1,038万円の減であります。2目法人は、前年度に比べ589万8000円の増で見込み計上しました。

次に、2項固定資産税のうち土地・家屋・償却資産に係る純固定資産税である1目固定資産税は、前年度に比べ640万円の増であります。これは、令和4年度は評価替え年度ではないことから、土地及び在来家屋については評価額が据え置きとなり、新增築分の家屋についての増、償却資産については、近年の状況から、ほぼ横ばいで推移すると見込んでおります。2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、前年度に比べ19万6000円の減と見込んでおります。

3項軽自動車税は、前年度に比べ236万6000円の減額を見込んでおります。

4項市たばこ税は、令和2年度実績及び令和3年度見込から推計したもので、前年度当初予算と比べ2197万7000円の増を見込んでおります。

次に16ページをお開きください。6項入湯税は、宿泊・休憩者合せて入湯客数を1,245人ほど見込み、前年度と比較し29万3000円の減を見込んでおります。

第3款利子割交付金及び第4款配当割交付金は前年度と同額で見込み計上しました。

17ページをお開きください。第5款株式等譲渡所得割交付金も、前年度と同額で見込み計上しました。

第6款法人事業税交付金は、前年度当初予算と比べ300万円の増を見込んでおります。

次に21ページをお開きください。第13款使用料及び手数料2項手数料1目総務手数料2節徴税手数料は、納税証明など各種証明書手数料及び市税督促手数料を見込み計上しました。

次に27ページをお開きください。第15款県支出金3項委託金1目総務費委託金2節徴税費委託金は、市が個人県民税の賦課徴収に係る事務を行うための徴税取扱費として、県から市に交付されるもので見込み計上しております。

次に31ページをお開きください。第20款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1目延滞金については、見込み計上したものです。

次に33ページの5項4目20節雑入は、一番上の雇用保険料の一部に税務課雇用の会計年度任用職員分、下から8番目のコピー使用料の一部に税務課分が含まれております。34ページ

の上から11番目の封筒広告料が税務課所管の主なものであります。

歳入の主なものについての説明は以上のとおりであります。

貴重な自主財源である市税の収入率向上のために、市税等の滞納繰越について、引き続き給与・預貯金調査などの財産調査の強化、搜索・差押え等の滞納処分を徹底を図ります。あわせて、公平・公正な課税により、納税者の方々の理解を得ることに努めてまいります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

牟田学委員長

税務課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

固定資産税についてお尋ねしたいんですが、この固定資産税で不能欠損額というのはないの。例えば滞納繰越分とあるでしょ。これは全部、収入に今年はなるんですか。過去の例からして。

新町税務課長

固定資産税の不納欠損の累計額で言いますと1560万5739円になっております。

山田勝委員

昨年は千五百何万円を不納欠損で処分したわけでしょ。そこでお尋ねいたします。固定資産税の中で、例えば、廃屋とか誰も住んでないようなところというのは、どのような処理の仕方をしてるの。ちゃんと固定資産でいただいているんですか、所有者から。

新町税務課長

家屋について、家屋の体をなしているかどうかの状況になっておりますので、税務課として廃屋としてのデータを持っていませんので、家屋の状態でしたら課税は行っている状況になっております。

〔山田勝委員「何ですか」と呼ぶ〕

家屋としての体をなしているものについては、固定資産税を課税しているという状況でございます。

山田勝委員

家屋の体をなしてる、あるいは廃屋で家屋の体をなしているというようなか所についても、あなたは固定資産を課していると言うけどね。その固定資産税は確実に収納できているの。

新町税務課長

昨年度の収納率につきましても、現年度分につきましても98.45%になっておりますので、そういう廃屋かどうかというのはデータを持ち合わせていませんけども、98.45%の収納率は確保しているという状況でございます。

山田勝委員

私はね、私の知ってる廃屋なんちゅうのは、とても税金は払っているとは思えない部分があるか所がありますよ。それともう一つ、例えば免税ですよ、固定資産の価値が何万以下についてはもう、課税してないでしょ。そういう家屋は幾らあるの。

湯田固定資産係長

棟数で、法定免税低未満のものを3,191棟、把握しております。

山田勝委員

何でこういう話をするかと言ったら、あなた方は三千何棟から一銭も貰ってないわけやっ

で。阿久根市内の私有地でありながら、当然、固定資産税の課税して、納付義務があるにもかかわらず免税点というところですよ、1万戸の中で三千何戸ですよ。例えば阿久根市内の戸数が1万戸だとするよ、三千何戸ですよ。だから、持ってるという満足感だけで、数字だけで、あなた方は事務処理してるんだけど、でも現実には、もうちょっと工夫せないかんじゃないかと思うんですよ。だから、もうちょっとお尋ねしますが、廃屋だと分かったところを仮に撤去しますよね。撤去した後の土地は、どういう処理の仕方をされるんですか。

湯田固定資産係長

まず、家屋の滅失に関する部分だと思いますが、その家屋の税金はもちろんなくなります。土地が、宅地課税しておりますが、住宅が建っている間は200平方メートルまでが6分の1、それ以上が、建床面積の10倍までですが3分の1に軽減されていますので、建物がなくなった段階で、それが外れるという形になります。

山田勝委員

ならね、私はいろいろ想像するんですよ。はっきり分かった、三千何戸分から税金を取ってないんですよ、放置されている。でも、現実にあなたたちは、固定資産税が、私は正直に廃屋にしました、廃屋だったのをきれいにしました。きれいにしたら税金が上がりました。あとは何に使うか、何も使わない。でも私はねえ、あっさりそこを一番税金のかからない雑種地にしたらすよ、あなた方の職権で。案外早いうちに家は撤去されるんじゃないんですか。

新町税務課長

山田委員の御指摘のとおり、昨年度、竹原委員からもそういう御指摘がありました。実はその指摘を受けまして、家屋の滅失届けをするときに、将来的に使用目的とか、あと、そこで現地調査をしてくれという申出もそこで作成いたしましたして、今年度、昨年末にはそういう現況調査を行ってくれという申出があったところは調査している状況でございます。そこで現況を見ながら、そういう宅地にもならないもの、雑草とか立木、そういうのが生えた状態になってきて、現況を見て、そこでまた雑種地に変えるという手続を今、行っているという状況になっております。

山田勝委員

課長が前向きな答弁を、説明をしたけどね。やはり、家が建ってる、廃屋になってるところ、ぐるいあたりは雑草が生えてくる、雑木が生えてくるところに、家を解体したばかりに税金も高くなるんだったら誰もしないよ。だから、やっぱりそういうところは前向きに、むしろ市報にでも載せて、雑種地にして税金を安くしますよっていうぐらいは、方向じゃなくて、そういう形をすぐにでも取り組まないといけないと私は思いますが、すぐにでも取組めますか、課長どうしますか。できるんだから、職権があったって。

新町税務課長

直ちに滅失をしても、調査とかいたしますので、そこに担保とかそういうので、雑種地にした場合、そこで評価が下がりますので、担保ができないような状況になってきている人も中にあります。昨年、滅失した方たちに対して通知文書を送りましたけども、そこで実際、雑種地に変えたのが、昨年、市内484件、市外92件、計576件の納税者に対して送付したところ、問合せがあったものにつきましては57件でありました。そのうち20件が土地の現況調査を依頼するものでありました。そのうち18件の地目変更の認定を行ったという状況になっております。

山田勝委員

全部一回にはいかないでも、こつこつやっておれば市民が納得できる。だからやっぱりそういういい情報は、ちゃんと市報に載せて市民に知らせないかんですよ。もう家に来ん、こちらにおいて音信不通の衆もどっさいおられるわけじゃって。もう三千何件もどうにもならんところがあるって、恐れ入りました、今日は。だからそういうところについては、雑種地にあなた方の職権で切り替えるんだというのを市民にも示さなきゃいかんですよ。そういうのもたくさんあるわけですからね。お願いして終わります。

新町税務課長

4月に当初課税を行いますので、そこでもチラシ等も同封しながらお知らせしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔山田勝委員「お願いします」と呼ぶ〕

岩崎健二委員

固定資産税の課税について、評価額の総合計によって免税点があろうかと思うんですが、土地と家屋の評価額の免税点の額と、これは法律によって出されているのか、阿久根市が独自に決めているものなのかを教えてください。

新町税務課長

免税点は課税標準を土地が30万、家屋が20万、償却資産が150万でございます。この基準につきましては、地方税にのっとなって行っているところでございます。

岩崎健二委員

それでは、阿久根市内に、土地の評価額が30万未満だったら、法律によって課税はできないということなんですか。

新町税務課長

ただ、一筆だけ持って30万未満だったら非課税な免税点になってくるんですけども、その納税義務者が幾つも持っていた場合に、その合計がそれが超えてしまえば課税するということになります。

岩崎健二委員

例えば、私が阿久根市に何筆か持つとっても、総合計資産の土地の総合計の評価額が、課税評価が30万未満であつたら課税はかかりません、税金はかかりませんよ。家については、何件持つとろうと総評価額が20万未満だったら税金を固定資産税をかけられません。これは税法によってかけられないってことなんですか。

新町税務課長

地方税法にのっとなって、そういう形になっておりますので、課税はされないということになっております。

岩崎健二委員

わかりました。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第15号中、税務課所管の事項について、審査を一時中止します。

〔税務課退室、市民環境課入室〕

次に、議案第15号中、市民環境課所管の事項について審査に入ります。

市民環境課長の説明を求めます。

牧尾市民環境課長

議案第15号中、市民環境課、三笠支所、大川出張所の所管する事項について御説明いたします。

はじめに、歳出であります。予算書の48ページをお開きください。2款1項9目支所及び出張所費は、主に経常経費を計上しております。

50ページをお開きください。2款1項15目諸費18節負担金、補助及び交付金につきましては、鹿児島県防衛協会負担金であります。引き続き自衛隊鹿児島地方協力本部薩摩川内出張所及び募集相談員と連携を図りながら募集広報活動に協力してまいります。

56ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費であります。12節委託料の主なものは、戸籍情報システム改修業務であり、戸籍法の一部を改正する法律に係るシステムの改修費であります。また、同節内の証明書コンビニ交付業務と13節使用料及び賃借料のうち証明書コンビニ交付システム使用料の79万2000円及び18節負担金、補助及び交付金の証明書交付センター運営負担金は、令和4年4月1日の運用開始を予定しておりますコンビニ交付に係る経費であります。

68ページをお開きいただき、69ページにかけて御覧ください。3款民生費1項4目国民年金費は、主に経常経費を計上しております。

79ページをお開きください。4款衛生費1項3目予防費は、10節需用費の消耗品等のうち7万7000円及び印刷製本費、また、11節役務費の通信運搬費のうち9万9000円が狂犬病予防事業に係る経費であります。

80ページをお開きいただき、81ページにかけて御覧ください。4款1項4目環境衛生費は、1億5901万2000円で、前年比9710万8000円の増額であり、その主な要因は、18節負担金、補助及び交付金の増額であり、共同水道施設設置事業については、現時点で整備を予定している共同水道組合への補助であり、小型合併処理浄化槽設置整備事業については、令和3年度において、単独処理浄化槽やくみ取り槽からの転換分への補助を強化することで、本来の目的である汚水処理人口普及率の一層の向上を図っておりますが、市民の皆様の御理解により、二度の補正予算で増額をし、予想以上に多くの整備を実施しておりますことから令和4年度においても事業者に対し、整備予定基数の調査を実施し試算して計上したものであります。

次に、5目公害対策費の12節委託料は、市内の19河川27か所について水質検査業務と騒音規制法に基づき実施する自動車騒音常時監視調査業務の2件であります。令和4年度は県道下東郷阿久根線山下郵便局付近のポイントを予定しております。

82ページをお開きいただき、83ページにかけて御覧ください。4款1項7目葬斎場管理費であります。前年度と比較しますと7051万2000円の減額であります。その主な要因といたしましては、令和4年度においては、長寿命化改修事業として、14節工事請負費は計上しておらず、12節委託料でLED化の設計業務を行う予定としているものであります。

次に、4款2項1目清掃総務費であります。主なものは18節負担金、補助及び交付金であり、循環型社会形成推進助成金として資源ごみの売り上げの一部30%を上限として各区に対し交付するものであります。なお、前年比68万6000円の減額の主な要因は、この有価物売却実績について、令和2年度を基準として試算しましたが、その実績の減によるものであり

ます。また、地域色づくり事業は、自治会で実施するごみステーションの新規設置及び修繕に対する補助であります。

次に、2目塵芥処理費は、前年比1183万1000円の増額であります。増額の主な要因は、環境センターエネクリン北薩において予定されている2年ごとの法定検査であるボイラーの定期検査や、リサイクルセンターエコリア北薩において予定されている2年ごとの破砕機等設備補修及び10年ぶりに実施する集塵設備ダクト補修などにより、北薩広域行政事務組合へ支払う負担金が増額となったものであります。10節需用費は、8種類の指定ごみ袋の購入費が主なものであります。12節委託料は、古着・古布リサイクル再商品化業務ほか、計9件の業務委託料であります。特に生ごみ堆肥化事業につきましては、可燃物の環境センターへの搬入量が事業実施前の平成25年度と令和2年度を比較しますと約1,110トン、16%強削減されておりますことからごみ減量化に顕著な成果を挙げているところであり、引き続き取組の強化を図るとともに生ごみ堆肥を市民に積極的に活用していただく啓発活動にも努めてまいりたいと考えております。18節負担金、補助及び交付金は、先ほど申しあげました北薩広域行政事務組合に対する負担金であります。内訳としては、塵芥処理費の環境センター可燃物分が9037万8000円で、リサイクル処理費の不燃物・粗大ごみ分が2,170万円であります。

84ページをお開きください。4款2項3目し尿処理費についても、18節負担金、補助及び交付金の北薩広域行政事務組合に対する負担金であり、前年比389万7000円の増額の主な要因は、4年振りに実施する汚泥脱水機設備の補修など施設整備に係る経費によるものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入について、御説明いたします。19ページにお戻りください。13款使用料及び手数料1項3目衛生使用料1節保健衛生使用料のうち当課所管分は、墓地等占用料と葬斎場使用料であります。

21ページをお開きください。13款2項1目総務手数料3節戸籍住民基本台帳手数料は、戸籍謄抄本をはじめとする諸証明、印鑑登録証明及び住民票等の交付手数料であります。

次に、3目衛生手数料1節保健衛生手数料は、狂犬病予防注射済票の交付手数料650頭分及び畜犬登録手数料40頭分であります。2節清掃手数料は、一般廃棄物処理に係るものであり、その主なものは8種類の市の指定ごみ袋であります。

23ページをお開きください。14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金のうち当課所管分は2件であり、個人番号カード交付事業費と社会保障・税番号制度システム整備費であります。これは、マイナンバーカード交付に係る事務事業費、戸籍情報システムの改修に係る経費などに対する補助金であり、いずれも補助率は10分の10即ち100%であります。

次に、3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金のうち当課所管分は1件で、小型合併処理浄化槽設置整備事業費であります。令和4年度は、単独処理浄化槽またはくみ取り槽からの転換分を150基と想定して試算しており、補助率は2分の1であります。

24ページをお開きください。14款3項1目総務費委託金は1節総務管理費委託金の自衛官募集事務費及び2節戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出等事務費であります。自衛官募集事務費については、令和4年度が、本市は重点市町村として例年より10万円の増額が予定されております。また、2目民生費委託金は、1節社会福祉費委託金の年金等の事務に係る国民年金事務費であります。

26ページをお開きください。15款県支出金2項3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金

のうち当課所管分は2件であり、小型合併処理浄化槽設置整備事業費及び環境保全対策事業費であります。小型合併処理浄化槽設置整備事業費については、先ほど国庫補助金で申し上げました150基の想定から補助率4分の1に補正係数を乗じたものであります。また、環境保全対策事業費につきましては、海岸漂着物等地域対策推進事業に係る補助金であり、補助率は10分の8であります。

27ページを御覧ください。15款3項1目総務費委託金3節戸籍住民基本台帳費委託金は、人口動態調査事務費他1件であります。

28ページをお開きください。3目衛生費委託金1節保健衛生費委託金は、市町村権限移譲交付金であり、当課所管分は、小型合併処理浄化槽設置等の届出受理など4件の42万8000円であります。

33ページをお開きください。20款諸収入5項4目雑入20節雑入のうち主なものは、まず、一番下の行、資源ごみ有価物売払代で、アルミ缶、スチール缶、段ボール、新聞等及びトレイの売払い代金を見込み計上したものであります。34ページをお開きください。中ほどの有償入札抛出金は、ペットボトルの売払い代金を見込み計上したものであります。また、その10行下の有料広告料は、指定ごみ袋に掲載する一般廃棄物収集運搬業者の広告料であります。

35ページを御覧ください。21款市債1項3目衛生債1節保健衛生債は小型合併処理浄化槽設置事業債他2件であります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。

山田勝委員

50ページ、先ほど鹿児島県防衛協会の話がされました。その負担金のことなんです。それと歳入の国の総務費委託金ですよ、自衛官募集事務費という阿久根市が重点ということで12万4000円委託金として歳入しております。この出所はどこに出て、これを何に使うんですか。歳入しました、阿久根市はどこに予算化するんですか、何をやるんですか。

牧尾市民環境課長

歳出から御説明いたしますと、2款1項15目18節の負担金につきましては、法令外負担金といたしまして、鹿児島県防衛協会に負担しているものでございます。歳入につきましては、事務費等で、例えば、自衛隊の家族会等に募集事務をやっているわけですが、そういった事務費に係るものに充てております。ただ、説明で申し上げましたように、令和4年度におきましては重点市町村ということで、これは、県が抽出いたしまして、阿久根市がプラス10万円入ってくるということに予定されております。

山田勝委員

それはあなたはそういう説明されますね。でもね、鹿児島県防衛協会っていうのは何なんですか。

牧尾市民環境課長

鹿児島県防衛協会につきましては、その参加、各市町村に防衛協会、あるいは防衛協力会として組織されているものが12か所ございます。そういった組織においては、例えば阿久根市でやっている募集事務に限らず、文字どおり防衛に関する事務、災害派遣にも関連してきますので、その業務というのは非常に多岐にわたるものでございます。そういった県においてのピラミッドの上が鹿児島県防衛協会でございます、その12の地区においては、防衛協

会、あるいは防衛協力会という形で多岐にわたる業務をやっておりますけれども、阿久根市の場合は、家族会しか今のところ存在しておりませんので、そういった市町村においては法令外負担金という形で鹿児島県が徴収しております。それを阿久根市は、負担金としてお支払いしてるということでございます。

山田勝委員

実は、自衛隊父兄会の会員の皆さんからこの話を聞いたんです。だからこれを、阿久根市にこういうのをやっぱり必要だよねって、私も必要だと思っていましたよ。防衛協会っていうのは必要ですよ、こういう時期だから特に必要だけど、言っても取り合ってもくれないような状況の中で、ほんなら、僕が今、あなたの話を聞きながら、さあお金は国からもらいました。以前は、ちゃんと項目を設定してありましたよ。自衛隊募集費っていうことで、市民課の予算の中に設定してありました。それもいつの間にか消えている。なら、今回十何万円かくるお金は、必要でなかったら、阿久根市がピンハネして没収するわけですか。

牧尾市民環境課長

まず、防衛協会の設立についての家族会からの要請ということは実際、今年度、声としていただいております。その背景といたしましては、家族会も高齢化により、今後の運営に不安を抱かれているという現状をお聞きしているものでございます。しかしながら先ほども説明いたしましたように、防衛協会あるいは協力会が設立するとなれば、現行の家族会が担う業務ばかりではなく、文字どおり国の防衛関連業務全般に係るものや災害派遣に伴うものなど、その目的は多岐にわたるものでもございます。防衛協会や協力会組織の発足に向けては、今後家族会が中心となって、その必要性や目的を明確にして、OB会や関連団体及び関係者を巻き込んで機運を高めていただくことが肝要ではなかろうかと考えております。その上で設立に向けた協議を重ね、明確な目的意識を持って準備を進めるべきであると考えているところでございまして、またその作業の中で市が窓口となるべきであれば、そのように進めることが自然であると思いますが、今のところ、要請・要望はいただきましたけれども、市において主導して発足に向けた準備は、まだ着手してないところでございます。

山田勝委員

私は課長、これは阿久根市もかなりのウエイトを持って取り組まないと。はっきり僕に言わしたら、仕方知らんとやと思うとね。課長が今までしたことがないから仕方を知らない。出水市もあります、川内市もあります。県内に12ありますよ、災害があったときには国分駐屯地に頼まないかん。やっぱり、それなりの役割は、担ってくれないことには、今年十何万円あったから、特に銭がいらんかった。阿久根市が没収してしまおうなんて、もう品の悪い話じゃ。だから私は、このことについては積極的に協力をして、一緒になって、ほかの市町村と同じように防衛協会をつくって。あなた方がたくさん支払わにゃいかんということないんですよ。ただ、知恵と、そして、協力をして、一緒になってつくろうという気持ちがあるかないかだけの話ですよ。しなければなくてよい仕事じゃったって。だから、これをぜひ、積極的に取り組んでくれないと、銭は貰いたいどん、ピンハネしたって言われても仕方ないですよ。

牧尾市民環境課長

鹿児島県防衛協会の傘下である12の組織については、例えば、駐屯地がある市町村や自治体、あるいは過去、基地があったところですか、そういった歴史的な背景もあって、必然的に組織されているようなことでも伺っているところであります。そういった、今現在、防

衛協会、防衛協力会として活動されているところに、視察なりをやりながら、果たしてどういふことを目的で、どういふ活動をやっていくのかっていうのをしっかり把握した中で進めていくべきではなかろうかと考えておりますので、今、御提案いただいたことを踏まえまして、今後、家族会との協力、連携も強化していきたいと考えております。

山田勝委員

あのね、難しく理屈をこねなくてもいいんですよ、こんなの。何でか。こういう時期だから一番やらないかんですよ。日本を取り巻く状況、あるいは自衛隊を取り巻く状況、国防というもの、あるいは災害というときに、誰を頼るのか。そういう理屈はこねないでも、そういう協力できるもの一緒にやりましょうという気持ちでやればね、そんな難しいことはない。理屈をこねれば、できない理由を言うだけのことや。したくない理由。だからね前向きに取り組んでください。いいですか、前向きに取り組んで。

牧尾市民環境課長

しっかり要望は承りましたので、前向きに検討してまいりたいと思います。

山田勝委員

検討して取り組んでください。

もう一つ、衛生費の81ページ、4款1項4目、共同水道施設設置事業689万7000円とありますが、共同水道施設が上水道に編入せないかんような箇所があと何か所あるんですか。

牟田学委員長

もう1回お願いします。

山田勝委員

共同水道施設設置事業に関連してですよ。共同水道を上水道に編入するというのは、早くから言われてるんですが、まだ完璧じゃない状況の中で、あと何か所、編入されてないところがあるんですか。

牧尾市民環境課長

現在、共同水道組合については、市内6組合ございます。これは従前から、この委員会の場でも数回お答えしているところと変わらない状況でございます、6組合でございます。そのうち、なかなか組合の要望はあっても上水道への移管が進んでいなかった現状もございましたけれども、今年度、一つの組合につきましては、関連する土地の売買等が完了いたしまして、登記が完了いたしまして、市への移管の準備が着々と進んでいるところであります。その一組合を含めまして、令和4年度の予算においては、今年度予算より多額の予算を計上しておるわけでございますけれども、もう一つの組合におきまして、市の移管を進めつつ、現行の施設に漏水等が発見されていることから、令和4年度で修繕等をやっているところというところで準備している状況でございます。したがって、今、具体的に、市の上水道に移管を視野に入れながら進めているところは2組合と理解しております。

山田勝委員

今年の漏水等の工事はこの予算で大体終わって、今年度中に移管するという方向で動いているわけですか。

牧尾市民環境課長

令和4年度中に修繕を1組合は予定しております。もう一つの組合につきましては、市に移管するための作業道路、管理道路等の土地の、今まで難航していた部分がようやく整理できましたので、それに向けて具体的に市への移管を進めてまいる予定ですので、早くても令和

5年度と私は思っておりますが、その時期については、今後、関係課、水道課とも連携しながら進めてまいりたいと思っておりますので、勝手に私も今、令和5年度を目標にと言いましたけれども、そういったことで具体的に進めていきたいと思っております。

山田勝委員

どこも共同水道施設は財源的に非常に厳しいところなんですよね。もうあとがない、でもそういう中で一生懸命やってるわけですからね。もう漏水がないつもりでやったら、漏水が出てきた。もう終わったと思ったらまた漏水があるかもしれない。そういうことになったときですね、補正でもして今年はちゃんとさせるんだよという気持ちで、課長、取り組んでるの。

牧尾市民環境課長

やはり、上水道と変わらず、共同水道につきましても、安心・安全な水の確保というのは、当然のことですので、そういった意味で、共同水道につきましても水質検査等も毎年やっているわけでございまして、よりよい水の確保という意味からも、共同水道の組合の方々が、もし上水道に移管を要望されるのであれば、それに向けて準備を進めていくことが必要ではなかろうかと考えております。

山田勝委員

課長の一生懸命取り組む姿勢がよく見えました。だから、私が言うのは、今年689万7000円予算をいただいているけれども、もし突発的や事件があったり、需要があったりしたときには、補正をしてでも今年中に何とかしようという気持ちですかっていうお尋ねをする。

牧尾市民環境課長

補正につきましては、私の口からそれを担保できるお答えはできませんけれども、当然ながらその目的としては、先ほど申し上げましたように、市民、住民の方々の安心・安全な水の提供があらうかと思っておりますので、それに向けてもし必要であれば、そういった手続を踏んでいきたいと考えております。

〔山田勝委員「よろしく申し上げます」と呼ぶ〕

白石純一委員

今の件ですけれども、移管が確実なものを来年度までに移管を予定している組合は、教えていただけますか。

牧尾市民環境課長

具体的にその組合名をとということでございますか。

〔白石純一委員「はい」と呼ぶ〕

今、登記等の関係で準備を進めているのが弓木野共同水道組合で、漏水の修繕等を令和4年度に予定して、将来的に移管の意向を示していらっしゃるのが大湊川共同水道組合です。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第15号中、市民環境課所管の事項について、審査を一時中止します。

〔市民環境課退室〕

委員の皆様にお諮りいたします。

本日の審査はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

(散会 午後3時37分)

予算委員会委員長 牟田 学